

仙 台 市 震 災 復 興 計 画

(案)

平成 23 年 月

仙 台 市

目 次

I 総論

1 計画の概要

- (1) 計画策定の目的 1
- (2) 計画の位置づけ（「仙台市基本構想」「仙台市基本計画」との関係） 1
- (3) 計画期間 1
- (4) 計画の構成 2

2 東日本大震災の総括

- (1) 複合的な被害と課題 3
- (2) エネルギー供給のあり方への警鐘 5
- (3) 「自助」、「自立」と「絆」、「協働」の拡大 5
- (4) 東北の復興への始動 6

3 復興に向けて

- (1) 復興の基本理念 7
- (2) 被災された方々の生活の再建 7
- (3) 復興に向けた4つの方向性 7

II 100万人の復興プロジェクト

- 1 「津波から命を守る」津波防災・住まい再建プロジェクト 11
- 2 「安全な住まいの土台をつくる」市街地宅地再建プロジェクト 17
- 3 「一人ひとりの暮らしを支える」生活復興プロジェクト 18
- 4 「力強く農業を再生する」農と食のフロンティアプロジェクト 19
- 5 「美しい海辺を復元する」海辺の交流再生プロジェクト 20
- 6 「教訓を未来に生かす」防災・仙台モデル構築プロジェクト 21
- 7 「持続的なエネルギー供給を可能にする」
省エネ・新エネプロジェクト 22
- 8 「都市活力や暮らしの質を高める」仙台経済発展プロジェクト 23
~~「復興特区を積極的に活用する」都市活力創出プロジェクト~~
- 9 「都市の魅力と復興の姿を発信する」交流促進プロジェクト 24
- 10 「震災の記憶を後世に伝える」震災メモリアルプロジェクト 25

Ⅲ 暮らしと地域の再生

1 被災された方々の生活再建支援	
（１）健やかで安心な暮らしの確立	26
（２）経済的自立の確立	26
（３）恒久的な住まいの確保	27
<u>（４）生活再建支援体制の充実</u>	28
2 農業の再生	
（１）農地の復旧	29
（２）生産性の高い農業に向けた検討	29
（３）被災農業者等の経営再開支援	29
（４）大学や研究機関との連携	29
3 宅地の安全確保と復旧支援	
（１）二次被害の防止	30
（２）復旧支援	30
4 地域企業支援	
（１）地域企業への金融支援	31
（２）事業活動再開や起業に向けた支援	31
（３）取引・販路拡大や技術開発・人材育成への支援	31
5 原子力発電所事故への対応	
（１）国等に対する働きかけ	32
（２）放射線等モニタリングと情報提供	32
（３）風評被害の防止	32

Ⅳ 復興まちづくり

1 市民の命と暮らしを守る「減災」まちづくり	
（１）多重防御による総合的な津波対策	33
（２）災害に強い都市基盤の形成	35
（３）災害対応力の強化	37
（４）広域連携、拠点性の強化	39
2 「省エネ・新エネルギー」対応型まちづくり	
（１）エコモデルタウンの構築	41
（２）環境負荷低減等に向けた取り組み	42
（３）公共交通の利用促進	42
（４）省エネ等の促進に向けた連携の推進	43

3	支え合う「自立」・「共生」まちづくり	
(1)	地域における支え合い活動の推進	44
(2)	復興を支える担い手づくり	45
(3)	新しい市民協働の推進	46
4	東北の復興を牽引する「交流・活力創出」まちづくり	
(1)	農と食のフロンティア	48
(2)	新エネルギー関連産業の集積促進	49
(3)	防災産業都市の構築促進	50
(4)	地域における多様なビジネス、商店街等に対する支援	50
(5)	新たな観光交流戦略の構築	51
V	復興計画の推進	
(1)	「絆」と「協働」による柔軟で創造的な推進	54
(2)	各主体の果たすべき役割	54
(3)	持続可能な財政運営と整合する計画の推進	54
(4)	復興特区の活用	55
(5)	実施計画による計画的な推進	55

I 総論

1 計画の概要

(1) 計画策定の目的

仙台市震災復興計画は、本市が市民とともに東日本大震災からの復旧・復興に向けて取り組むべき施策を体系的に定め、計画的に推進していくことにより、一日も早い復興を達成することを目的とします。

(2) 計画の位置づけ（「仙台市基本構想」「仙台市基本計画」との関係）

「仙台市基本計画」は、21 世紀半ばを展望した「仙台市基本構想」に掲げる都市像の実現に向けて、本市の今後 10 年間のまちづくりの方向性を示すものです。

基本構想に掲げた「市民力」の重要性は、震災後の支え合いの中で多くの市民に共有されるなど、基本構想に示したまちづくりの方向性は、今回の復興にあたっても重要であることが認識されました。今回の大震災を市民の皆様とともに乗り越えながら、基本構想に掲げた都市像の実現に向けた取り組みを継続していく必要があります。

大震災からの復旧・復興に向けた様々な取り組みは、その規模やまちづくりへの影響という観点から中長期的な視点に立った計画的な対応が不可欠であり、基本計画を補完するものとして震災復興計画を定め、総合的に取り組みます。

今後、これら 2 つの計画のアクションプログラムとなる「実施計画」により、早期の復興と将来に向けたまちづくりの両立を図りながら、仙台のまちづくりを着実に推進します。

(3) 計画期間

国の「東日本大震災からの復興の基本方針」では、今後 10 年間の「復興期間」のうち、平成 27 年度（2015 年度）までの当初 5 年間を「集中復興期間」と位置づけ、重点的に国が事業費を確保するものとされています。

こうした国の動向と整合を図りつつ、一日も早い復旧・復興を目指すとともに、早期の復興により東北全体の復興を牽引するといった観点から、震災復興計画の計画期間は、平成 23 年度（2011 年度）から平成 27 年度（2015 年度）までの 5 年間とします。

一方、震災復興計画の中には、被災された方々の心のケアや防災教育など、長期的視点により取り組むべき課題もあり、これらについては、計画期間終了後においても、「実施計画」による計画的な取り組みを継続します。

(4) 計画の構成

I 総論

策定の目的・位置づけ・計画期間を明示するとともに、東日本大震災を総括し、復興の基本理念等を示します。

II 100万人の復興プロジェクト

III、IVに掲げる事業のうち、復興計画の基本理念を具現化し、復旧を先導し、復興を牽引する 10 のプロジェクトを掲げ、本市の震災復興のシンボリックな取り組みとして重点的に推進します。

III 暮らしと地域の再生

被災された方々の生活再建と被災地域の復旧に向けた施策を掲げ、一日も早い安全・安心な暮らしの回復を目指し、迅速に取り組みます。

IV 復興まちづくり

復興の基本理念等を踏まえ、4つの復興まちづくりの方向性を示します。

V 復興計画の推進

復興計画を推進するため、財政との整合や絆と協働による柔軟で創造的な推進、市民や地域などの果たすべき役割、計画的な推進の方向性などを示します。

2 東日本大震災の総括

(1) 複合的な被害と課題

①未曾有の被害

東日本大震災は、これまで取り組んできた防災対策や都市づくりの想定をはるかに超えた規模の大災害でした。特に、東部地域を襲った巨大な津波により多くの尊い命が失われ、住まいや農地などが壊滅的な被害を受けました。

昭和 53 年の宮城県沖地震を教訓とした建物の耐震化など、これまで進めてきた対策に一定の効果は見られたものの、これらの津波被害や市内各地で発生した宅地被害などにより、多くの人が避難を余儀なくされ、避難所の運営や被災された方々への支援、情報提供などの面で多くの課題が生じました。

また、本市全域にわたるライフラインの停止、さらにはガソリンなどの燃料供給の途絶などが、被災地での支援・復旧活動、市民生活や企業活動に大きな影響を与え、エネルギー途絶時の大都市の脆弱性も明らかになりました。

さらに、東京電力福島第一原子力発電所の被災に伴う問題も相俟って被害がますます多様化・複雑化し、強い余震に伴う被害も発生するなど、進行中の課題も存在します。

このように、今回の震災は、想定を超える地震規模や津波により、東北を中心とする東日本各地に対して、類を見ないほど複合的に、広域的に、まさに未曾有の被害をもたらしました。

②完全な防災の限界

本市では、数十年単位で繰り返し発生してきた宮城県沖地震を想定した防災対策を進めてきましたが、今回のような千年に一度ともいわれる大津波については、十分な対応ができませんでした。

今回の津波による各地の被害をみると、巨大な津波に対し防波堤や防潮堤などの構造物による制御には限界があること、命を守るため「逃げる」ことなど、減災の視点の重要性が再認識されました。

今後は、過去の津波被害など歴史的な観点も重視しながら、自然災害への備えを過信することなく、たとえ被災しても被害を最小限にとどめられるよう、減災の視点を意識した多重的な対策が求められます。

③ライフラインや各種施設・インフラの被災

電気や水道、都市ガス、通信などのライフラインは、本市の広い範囲にわたってサービスを停止し、市民の日常生活や企業活動に様々な影響を与えました。

学校や市民利用施設などは、建物の構造被害は比較的少なかったものの、建築設備の被害などにより使用できない施設があり、また、医療機関や社会福祉施設についても、停電や設備被害、人員の問題等により、災害時に期待される機能を十分に発揮できない場面がありました。

鉄道をはじめとする公共交通機関が大きな被害を受け、さらにガソリン等の燃料不足により自家用車等が使用できなくなり、一時的に市民の移動手段が著しく制限されました。また、港湾などの物流インフラが大きな被害を受け、燃料、物資などの供給が途絶えたことから、市民生活や地域経済に様々な影響を及ぼしました。

建築物については、地震による倒壊といった被害は比較的少なく、宮城県沖地震対策の一定の成果がありました。天井などの非構造部材への被害が生じました。また、マンション等においては、ライフライン停止時の水や食料の調達・運搬など、高層建築物ならではの課題が生じました。

④広範な宅地被害

丘陵地区等の宅地においては、本市だけでも新潟県中越地震全体の被害件数を上回る 4,000 件以上の地すべりや地割れ、造成法面・擁壁等の損壊などの甚大な被害が発生しました。

被災宅地の中には、経済面や工法などの問題から宅地等の所有者による復旧が困難なケースもあり、放置すれば二次被害が懸念されます。

宅地については、造成に係る耐震性確保のための技術基準が近時まで確立されなかったこと、民有地については宅地所有者による自力復旧が原則とされ、このような甚大な被害に対する支援策が**充分で**ないことが問題となっています。

⑤災害弱者や帰宅困難者等

今回の震災は、宮城県沖地震時と比べて高齢化が著しく進む中で発生したことにより、新たな課題も発生しました。

マンションに住む高齢者などから、断水とエレベーターの停止により、水の入手や運搬が困難であったという声が多く聞かれました。今後の都市防災を考える上では、高齢者や障害者、妊産婦、外国人など、いわゆる「災害時要援護者」への対応や女性の視点からの対策などが一層重要になっています。

また、平日の午後に発生した震災により、多数の帰宅困難者が発生し、駅などの交通結節点近くの避難所等から人があふれるといった状況が発生しました。

本市では、通勤や通学に加え、観光やビジネス、買い物、通院などに伴い本市を訪れる人も多く、帰宅困難者の発生時における事業者の果たすべき役割や一時避難場所の確保などについても検討が必要です。

(2) エネルギー供給のあり方への警鐘

沿岸部の交通基盤や燃料基地が津波で壊滅的な被害を受け、発災後の数週間は、非常用動力源も含めたエネルギーが極度に不足し、あらゆる都市機能の低下と復旧への支障が生じるなどの影響がありました。

さらに、沿岸の原子力発電所や火力発電所等の被災も相俟って、日本全体の電力供給不足が現実化し、節電など生活のあり方自体の見直しを迫られています。

今後のまちづくりにおいて、特定のエネルギー供給に過度に依存しないことに加え、非常時にも電力等の供給が可能な仕組みを備えた都市システムの構築等の課題が提起されました。

安全性が高く持続性に優れ、温室効果ガス削減にも寄与するエネルギーの供給方法や、生活や住居、事業活動や建物において実践的かつ先進的な省エネルギー方策を導入していくことが求められます。

(3) 「自助」、「自立」と「絆」、「協働」の拡大

この震災により、多くの市民が絆と支え合いの大切さを改めて実感しました。

震災の初期段階や復旧に向けた活動の中で、家族や地域、仲間や組織、国内外からのボランティアなど、人と人との支え合いを通じて絆を強めながら、共通の目標に向かって歩みを進める協働が様々な知恵や力を生み出してきました。町内会をはじめとする地域団体に加え、NPO や民間企業なども、復旧・復興の支援、寄付金や物資の提供などに取り組み、大きな力となっています。

そのような中、市民一人ひとりが自助や自立について見つめ直しながら、知恵と力を結集し、都市を再構築していくことが、これからの都市防災や復興にとって不可欠な要素となります。

また、企業や NPO などの多様な主体の持つマンパワーやノウハウ、資金などを復興に向けた様々な取り組みの中に生かしながら、復興まちづくりを進めていくことが重要になります。

基本構想にも掲げるように、本市には先人から受け継がれる様々な「市民力」がまちづくりを担ってきた歴史と伝統があります。

国内外からの温かな支援を受け止め、市民一人ひとりの自助・自立の力を高め、持てる知恵や力を発揮するとともに、絆や協働の取り組み、共助を広げながら、未来への希望につながる復興への歩みを進めていくことが必要です。

（４）東北の復興への始動

震災後、“SENDAI”の名前は世界中に発信され、国内外から多くの支援を受ける中で、様々な復興支援プロジェクトが提案されています。

また、本市では、市民自ら地域づくりを支援する基金の創設、企業や専門家による復興支援ネットワークづくり、企業や大学による様々な復興支援プロジェクト、東北六魂祭の開催など、復興に向けた国内外からの「民」の力が始動しています。

幸い、本市中心部の都市機能が受けた被害は比較的小さく、復旧が順調に進んでいます。仙台港や仙台空港、広域物流や交通ネットワーク、事業所や学術・文化・行政機関などが集積し、東北の中核都市である仙台の都市機能をフルに活用し、国内外からの支援も有効に生かしながら、東北の復旧・復興を本市が牽引することが求められます。

3 復興に向けて

(1) 復興の基本理念

今回の震災は複合的・広域的な被害を生じ、多くの課題を残しましたが、同時に、私たちが培ってきた地域の絆や自助、共助といった「市民力」が困難を乗り越える重要な力となることを明らかにしました。

100 万市民一人ひとりの貴重な経験や厳しい状況を支えた知恵を結集し、「ともに、前へ」歩みを進めていく。それが私たちの目指す復興の姿です。

これまでの防災対策や都市エネルギーのあり方を根底から揺るがした今回の大震災。その復興に際しては、過去の延長にとらわれることなく、柔軟な発想に基づきながら、明らかになった諸課題に対処していくことが極めて重要です。

このことを踏まえ、減災を基本とする多重防御の構築や、エネルギー対策など環境政策の新しい展開などの取り組みを総合的に推進しながら、「新次元の防災・環境都市」を掲げ、しなやかでより強靱な都市の構築に向けて、多様で幅広い市民力とともに、本市の復興を力強く推進していきます。

(2) 被災された方々の生活の再建

震災からの復興に向けて何より重要な課題は、被災された方々の暮らしを一日も早くもとの姿に戻し、一人ひとりが生きがいを持って暮らせるようにしていくことです。

生活の再建を進めるためには、被災された方々の心身にわたるケアはもとより、地域経済の活性化を通じた雇用機会の拡大や恒久的な住宅の確保など、被災された方々の意向に配慮しながら、多様な取り組みを総合的に実施していくことが必要です。

地域の町内会や福祉団体、専門家やボランティア、NPO、関係団体、企業など、多様な主体の参画を得て、連携を強化しながら進めることにより、地域の力を結集させ、被災された方々の生活の再建に全力で取り組みます。

(3) 復興に向けた4つの方向性

犠牲となった方々の思いを忘れることなく、一日も早い復興を進めると同時に、震災で得た教訓を糧とした先駆的な対応を進めながら、次の世代に伝えていくことは、私たちに課せられた重要な責務です。

このような責務を果たすため、東日本大震災の総括を踏まえながら、復興に向けて次の4つの方向性を重視して取り組みます。

①減災を基本とする防災の再構築

自然を制御する「完全な防災」を目指すのではなく、自然災害から人命を守ることを最重視し、災害時の被害を最小化する減災を基本として、防災のあり方を再構築します。

津波対策については、まず「逃げる」ことを重視し、複数の対策により命を守る多重防御システムの構築に力を注ぎます。

さらに、すべての市民が危機への適応能力を高めるような自助の風土づくりや人づくり、災害に強い市街地の形成や災害対応力の強化などの取り

組みを一層推進します。

②エネルギー課題等への対応

災害時においても最低限の都市機能を維持できるよう、エネルギー・燃料の確保や、ライフライン・エネルギー供給ルートの多角化などに取り組みます。

また、発災後のライフラインや燃料供給が途絶した中での市民一人ひとりの体験を踏まえ、ライフスタイル・ビジネススタイルを見直し、節電やごみ減量などの定着を図ることに加え、再生可能エネルギーの利活用など、新たな知見も取り入れた先駆的な取り組みを進めます。

③自助・自立と協働・支え合いによる復興

100 万市民の持つ多様な知恵や力を集めることにより、防災など安全・安心の確保、人口減少や超高齢化などへの対応を進め、本市の新たな魅力の創出につなげます。

今回の震災を教訓として、災害時に自らの手で自らや家族を守る自助による安全・安心の確保や、高齢者・障害者など、誰もが健やかに安心して暮らせるように、地域での支え合いによる共助の取り組みを活性化させるとともに、公助の再構築を図ります。

復興にあたっては、男女共同参画の機会を確保しながら、地域の多様な主体が自ら考え、共に行動する、市民一人ひとりの自立と地域の絆により、持てる知恵や力を合わせる協働を強化します。

④東北復興の力となる経済・都市活力の創造

東北の中核都市である本市の都市機能や資源を東北の復興を支える源泉としながら、企業や大学、NPO や各種団体、行政などの多様な主体による地域経済の再生・循環や、学術・文化・公益活動の活性化などへの主体的な取り組みを促進することにより、自立的な経済・都市活力の創造を図り、東北の復興を力強く牽引していきます。

また、東北の農業復興の先べんを着けるべく、高付加価値化を目指し、大規模化や多角化などにより農業経営のあり方を見直すなど、東部地域の農業の再構築を図ります。

Ⅱ 100万人の復興プロジェクト

震災からの復旧・復興に当たっては、被災地域や被災された方々のみならず、仙台市民の総力を結集していくことが求められます。

100万市民が一丸となって復旧・復興に向けて取り組むことができるよう、復旧を先導し、復興を牽引する「10の復興プロジェクト」を掲げます。

これらのプロジェクトが、希望の航海へと導く灯台の灯りのように仙台の復旧・復興のシンボルとして輝きを放つべく、重点的に取り組みを進めます。

1 「津波から命を守る」津波防災・住まい再建プロジェクト

津波により甚大な被害を受けた東部地域の再生に向けて、適正に処理したがれき等も活用して県道塩釜亘理線をかさ上げし、堤防の機能を付加するなど、津波に対する様々な減災対策を講じます。

津波被害の危険性が高い地域については、より安全な西側地域への移転を促進することなどにより安全な住まいの確保を図ります。

2 「安全な住まいの土台をつくる」市街地宅地再建プロジェクト

地すべりや擁壁崩壊などの甚大な被害が発生した市街地の丘陵地区等の宅地について、災害復旧関連事業等による復旧を推進します。

国による制度の対象とならない宅地については、早期再建を促進するため、復旧費用の一部助成など本市独自の支援制度を創設します。

3 「一人ひとりの暮らしを支える」生活復興プロジェクト

被災された方一人ひとりの暮らしの復興に向けて、関係機関と連携しながら、雇用・就労などの経済基盤確立や恒久的な住まいの確保など、総合的な生活再建支援を進めます。

被災された方々が、安心して生活再建に専念できるよう、心と身体の健康の確保に向け、一人ひとりの状況に合わせたきめ細かな支援を行います。

4 「力強く農業を再生する」農と食のフロンティアプロジェクト

農地のがれき撤去を早期に完了するとともに、農業用施設の復旧や農地の除塩など、営農再開に向けた取り組みを加速します。

東部地域を「農と食のフロンティア」として復興すべく、農地の集約・高度利用や法人化などの農業経営の見直し、民間資本等との協力による市場競争力のある作物への転換や6次産業化の促進などの取り組みを支援します。

5 「美しい海辺を復元する」海辺の交流再生プロジェクト

津波被害の軽減効果もある海岸防災林を整備し、美しい海浜景観を再生します。

多くの市民が海や自然と再び触れ合うことが出来る魅力的な交流ゾーンとして、本市の誇る貴重な自然環境である蒲生干潟や井土浦等の東部海岸の再生を進めます。

6 「教訓を未来に生かす」防災・仙台モデル構築プロジェクト

未曾有の災害を経験した都市として、その教訓を生かした取り組みを進め、防災に関する「仙台モデル」を構築し、国内外へ発信していきます。

震災時の課題を踏まえた避難所の運営や機能の見直し、自助や共助の促進のための普及啓発活動や「地域防災リーダー」の育成、学校での新たな防災教育などに取り組みます。

7 「持続的なエネルギー供給を可能にする」省エネ・新エネプロジェクト

新市街地形成が予定される地区において民間資本との協働によりエコモデルタウン事業に取り組み、特定のエネルギーに過度に依存せず、かつエネルギー効率の高い都市を目指すとともに、災害時にも安心な都市づくりを進めます。

多様なエネルギー源の確保を目指し、大規模太陽光発電事業等の誘致を促進するなど、次世代エネルギーの拠点づくりを進めます。

8 「都市活力や暮らしの質を高める」仙台経済発展プロジェクト

~~「復興特区を積極的に活用する」都市活力創出プロジェクト~~

~~復興過程で生まれる新たな需要や先駆的プロジェクトを推進力とし、地域企業の取引拡大と競争力の強化を図るとともに、成長性のある企業の立地を促進し、雇用の拡大に取り組みます。~~

~~復興特区制度を積極的に活用し、港地区における被災企業の復旧支援や新たな成長産業の集積を促進するとともに、東部農業地域においては農地の集約や6次産業化、民間資本等との連携を推進します。~~

~~今回の震災に関する防災・環境研究機関などの誘致を図り、学都の知的資源との連携を促進するなど、都市活力の創出に取り組みます。~~

9 「都市の魅力と復興の姿を発信する」交流促進プロジェクト

様々な国際会議など、コンベンションの誘致により仙台・東北の復興を国内外に積極的に発信するとともに、大型観光キャンペーンを展開し、東北への交流人口の回復を力強く牽引します。

規制緩和や特例措置などの支援策を最大限に活用しながら民間活力を積極的に呼び込み、都市の魅力を高める施設等の誘致を目指します。

10 「震災の記憶を後世に伝える」震災メモリアルプロジェクト

アーカイブ機能を有するメモリアル施設を整備し、震災の脅威と復興への取り組みを後世に継承します。

幅広い市民との協働により、仙台・東北の復興の姿を広く発信する仕組みづくりや、復興事業に学都の知的資源や民間のノウハウ・資金などを導入できる仕組みづくりを進めます。

1 「津波から命を守る」津波防災・住まい再建プロジェクト

津波により甚大な被害を受けた東部地域の再生に向けて、適正に処理したがれき等も活用して県道塩釜亘理線をかさ上げし、堤防の機能を付加するなど、津波に対する様々な減災対策を講じます。

津波被害の危険性が高い地域については、より安全な西側地域への移転を促進することなどにより安全な住まいの確保を図ります。

【具体的な取り組み】

○県道かさ上げなどによる「津波減災」

- ・海岸・河川堤防に加え、県道塩釜亘理線などの道路のかさ上げにより堤防の機能を付加し、流失しにくい海岸防災林を復旧するなど、津波による被害を軽減する対策を講じます。
- ・県道のかさ上げや丘などの整備にあたっては、撤去したがれきや堆積土砂の活用を図ります。
- ・仙台港については、港湾の機能を維持しながらも、周辺部における浸水や流出物による被害を抑えるための対策を、県などの関係機関と連携して講じます。

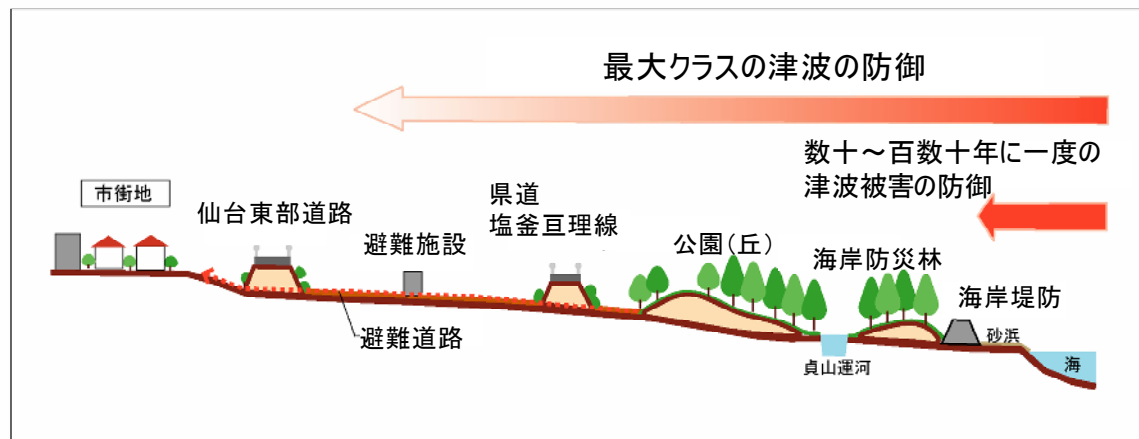
○避難のための施設の確保

- ・津波から避難するための建物や丘などの避難施設や、車による避難にも配慮した道路の整備、東部道路を緊急避難場所として活用するなど、津波から逃げ、市民の命を守るための施設を複層的に確保します。

○安全な住まいの確保

- ・様々な防災施設の整備を行ってもなお津波被害の危険性が高い地区については、住宅の新築や増築などを禁止し、安全な西側地域への移転を促進することにより、住まいの安全を確保します。
- ・移転先でのまちづくりは、方向性などについて住民の意見を聞きながら、協働で取り組みます。
- ・防災施設の整備を行ってもなお一定程度の津波被害が想定される地区については、現地での住まいの再建を基本としながら、安全確保に向け、一定の建築制限などを行います。
- ・平成 25 年度からの入居に向け、本市による建設や民間住宅の買い取り等により復興公営住宅を整備し、被災した方々の恒久的な住まいの早急な確保を図ります。

図1 津波防災施設イメージ図



安全な住まいの確保の考え方について

○津波の浸水深と危険性との関係

- ・ 学術的な調査・研究によれば、浸水深が2 mを超えると家屋が流失する割合が高くなるとされ、今回の震災に関する本市における調査でも、同様の結果が出ています。
- ・ このことを踏まえ、予測される浸水深が2 mを超える地区を、津波による被害の危険性が高い地区とします。

○住まいの安全確保と建築制限

(移転の対象となる地区)

- ・ 予測浸水深が2 mを超え、危険性の高い地区であることから、住宅の新築や増築を禁止し、より安全な西側地域へ移転することにより、安全性を確保します。
- ・ 移転先としては、田子西地区、荒井東地区の土地区画整理事業地や荒井地区の土地区画整理事業予定地などのほか、東部道路に近接する地域において盛土等により安全性を確保した造成地などを候補と し、移転する方々の意見を伺いながら選定します。

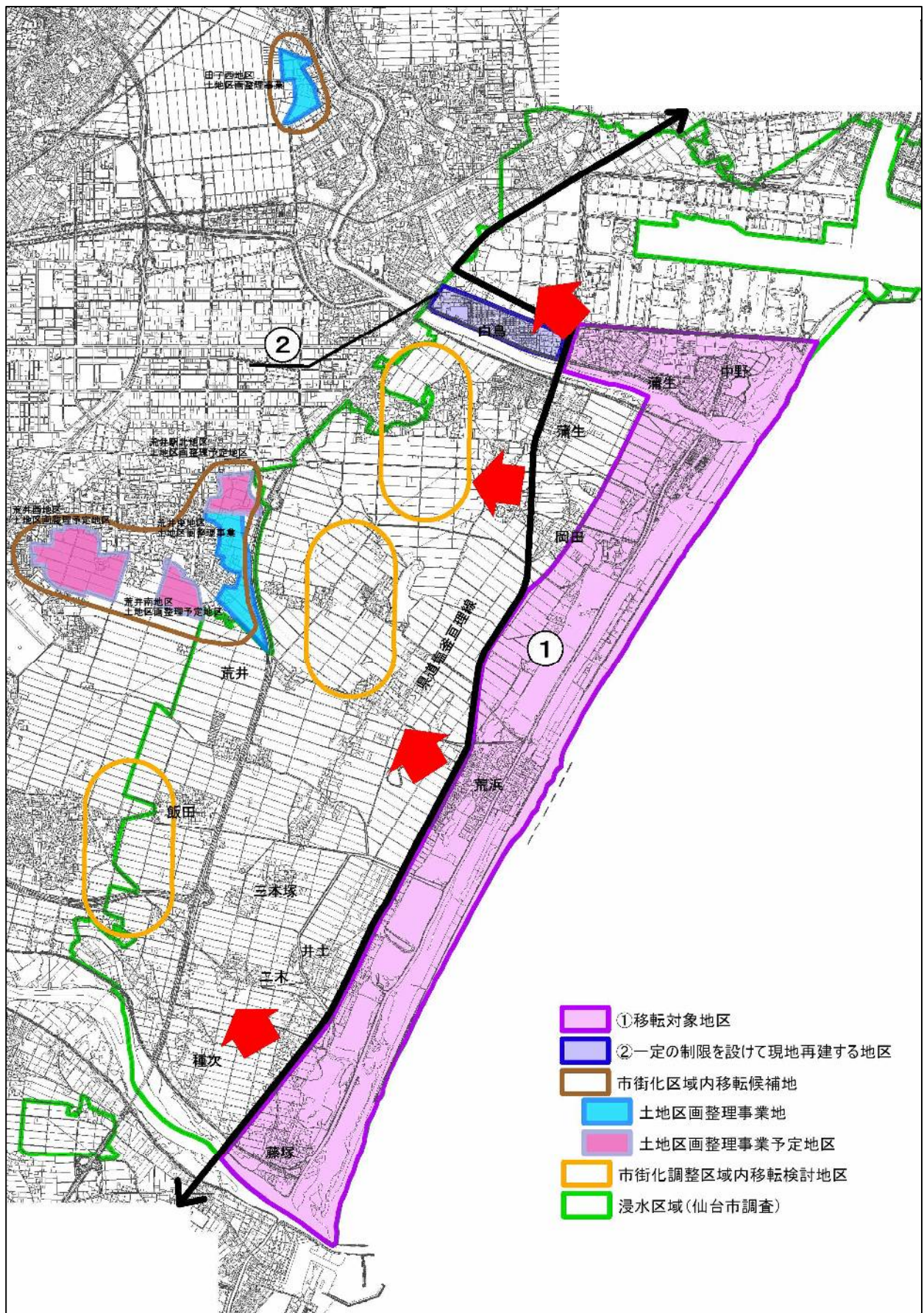
(一定の建築制限を設けて現地再建とする地区)

- ・ 地区の一部では予測浸水深が2 mを超えますが、地形や周辺の土地利用の状況などから、建物流失等の被害が小さいと想定されるため、住まいの新築や増築などの際に一定の制限を設けることを条件に、現在の位置で防災性の向上を図ります。

(予測浸水深が2 m以下となる地区)

- ・ 津波による住宅の流失等のおそれは低いことから、現在の位置での再建を基本とします。

図2 安全な住まいの確保の考え方



東部土地利用について

○港地区復興特区ゾーン

- ・復興特区制度を積極的に活用して、港地区における被災企業の復旧支援や新たな成長産業の集積を促進する地域です。

~~・『復興特区を積極的に活用する』都市活力創出プロジェクトを展開します。~~

○農と食のフロンティアゾーン

- ・農地の集約や法人化などの農業経営の見直し、市場競争力のある作物への転換や6次産業化などを促進する地域です。
- ・『力強く農業を再生する』農と食のフロンティアプロジェクトを展開します。
- ・農と食のフロンティアゾーンのうち、県道塩釜亘理線より東のエリアについては、農業者の営農意欲の低下、地盤沈下、塩害等の懸念もあり、農業者の意向に配慮しながら、農業者の生活再建に資する農地利用の多様化を検討します。

○海辺の交流再生ゾーン

- ・本市の誇る貴重な自然環境である蒲生干潟や井土浦、海岸防災林と一体となった海岸公園などにより、多くの市民が海や自然と再び触れ合うことのできる魅力的な地域です。
- ・『美しい海辺を復元する』海辺の交流プロジェクトを展開します。
- ・避難のための丘や避難路、震災の記憶を継承するメモリアル施設などの設置も検討します。

※ 七北田川から北の蒲生北部地区では、集団移転後の跡地について新たな土地利用を検討しながら、都市基盤の再整備を行います。

※ 七北田川から南の市街化調整区域では、集団移転後の跡地について新たな土地利用を検討しながら、農地とともに一体的に整理・再編を行います。

図3 東部土地利用イメージ



2 「安全な住まいの土台をつくる」市街地宅地再建プロジェクト

地すべりや擁壁崩壊などの甚大な被害が発生した市街地の丘陵地区等の宅地について、災害復旧関連事業等による復旧を推進します。

国による制度の対象とならない宅地については、早期再建を促進するため、復旧費用の一部助成など本市独自の支援制度を創設します。

【具体的な取り組み】

○安全な暮らしに向けた宅地再建

- ・ 広範囲にわたり宅地に地すべりや崩壊があった地区や、造成法面や擁壁等が大規模に損壊した箇所について、災害復旧関連事業等による復旧を推進するとともに、必要に応じて集団移転などの手法を検討し、安全で安心な暮らしの再建を図ります。
- ・ 国の支援制度の対象とならない宅地について、早期再建を促進するため、宅地所有者が復旧を行う場合の費用の一部を助成するなど、本市独自の支援制度を創設します。

○将来に向けた安全・安心な宅地の確保

- ・ 宅地災害に関する情報を国などに積極的に提供するとともに、今回の被災を教訓として、市内の宅地の災害履歴や盛土造成地等の情報を把握し、全国的な動向を踏まえながら、市民が安全に安心して暮らすための宅地情報の提供のあり方について検討します。

3 「一人ひとりの暮らしを支える」生活復興プロジェクト

被災された方一人ひとりの暮らしの復興に向けて、関係機関と連携しながら、雇用・就労などの経済基盤確立や恒久的な住まいの確保など、総合的な生活再建支援を進めます。

被災された方々が、安心して生活再建に専念できるよう、心と身体の健康の確保に向け、一人ひとりの状況に合わせたきめ細かな支援を行います。

【具体的な取り組み】

○自立に向けた多様な支援

- ・国の制度を活用しながら、緊急雇用の創出や雇用のミスマッチの解消等を通じ、被災された方々の雇用の確保に努めるとともに、就労の困難な方に対して、経験や技能を比較的必要としない作業を行う機会を提供します。
- ・ 建設や民間住宅等の買い取り等により復興公営住宅を整備するとともに、公営住宅への入居の斡旋を行うことなどを通じて、被災された方々の恒久的な住まいの確保を支援します。
- ・ 関係機関と連携しながら、就労や生活設計、住まいなどに関する相談や情報提供などを行うとともに、きめ細かな説明・助言を行う機会づくりを進めるなど、被災された方々一人ひとりに寄り添った、きめ細かな生活再建支援を行います。

○誰もが安心できるきめ細かなケア

- ・被災された方々の心と身体の健康状態を把握し、健康づくりや介護予防、長期的・継続的な心のケアなど、一人ひとりの状況に合わせたきめ細かな健康支援を行います。
- ・高齢者が安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護や住まいはもとより、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムを、東部地域の新たなまちづくりの中で推進します。

○情報提供の充実

- ・ 市政だよりやホームページはもとより、報道機関等を積極的に活用した広報を展開するとともに、借上げ民間賃貸住宅を含めた個々の仮設住宅入居者や震災に伴う市外への転出者等に対し、生活支援情報を取りまとめた「復興定期便」を定期的に郵送するなど、情報提供の充実を図ります。

4 「力強く農業を再生する」農と食のフロンティアプロジェクト

農地のがれき撤去を早期に完了するとともに、農業用施設の復旧や農地の除塩など、営農再開に向けた取り組みを加速します。

東部地域を「農と食のフロンティア」として復興すべく、農地の集約・高度利用や法人化などの農業経営の見直し、民間資本等との協力による市場競争力のある作物への転換や6次産業化の促進などの取り組みを支援します。

【具体的な取り組み】

○農地の復旧と再生

- ・農地のがれき撤去について、早期の完了を目指して進めるほか、用排水路や排水機場の復旧、農地の除塩対策などを進めます。

○農業者の経営基盤強化支援

- ・需要に合致した生産設備や農業生産技術の調達と更新、安定した経営基盤の確立に向け、大規模ほ場整備など、生産基盤強化に努めます。
- ・意欲のある生産者が持続的かつ発展的に農業経営できるよう、農業法人化や民間資本との提携などを支援します。

○都市近郊農業の展開

- ・都市近郊の農地は、憩いを求め、自然に触れたいと希望する市民との接点を創出できる可能性があり、優れた生産技術を有する農家による家庭菜園などの運営指導や、観光の視点を取り入れた農園など、サービス産業としての農業の在り方を検討するとともに、その実現や参入に向けた支援に努めます。

○6次産業化の促進

- ・マーケティングの視点を強化した高付加価値な農産物の生産に加え、農業者自身による食品加工、流通、販売への参入を支援するなど、農業の高付加価値化や高度化を促進します。

5 「美しい海辺を復元する」海辺の交流再生プロジェクト

津波被害の軽減効果もある海岸防災林を整備し、美しい海浜景観を再生します。

多くの市民が海や自然と再び触れ合うことが出来る魅力的な交流ゾーンとして、本市の誇る貴重な自然環境である蒲生干潟や井土浦等の東部海岸の再生を進めます。

【具体的な取り組み】

○防災林・蒲生干潟等の再生

- ・飛砂、風害の防備などの機能に加え、流失しにくく、津波被害の軽減効果を持つ海岸防災林を、海浜の景観や環境に配慮して再生します。
- ・蒲生干潟や井土浦など、今回の津波で大きな損傷を受けた本市の誇る貴重な自然環境の再生については、人がどのように関わっていくか、手法について検討しながら、再生に向けた取り組みを進めます。
- ・歴史的資源である貞山運河の復元や、居久根などの田園風景の再生に取り組みます。

○スポーツ・レクリエーション施設の再整備

- ・海岸公園については、防災の視点を基本に捉え、自然環境に配慮しながら、野球場、サッカー場、馬術競技場などのスポーツ施設や、冒険広場などのレクリエーション施設、サイクリングロードなどの再整備により、市民の健康づくりや多様な交流を創出します。

○海岸を訪れる市民の安全確保

- ・海岸部の多くの市民が集まる施設については、避難路や避難施設などによる十分な安全対策を講じます。

6 「教訓を未来に生かす」防災・仙台モデル構築プロジェクト

未曾有の災害を経験した都市として、その教訓を生かした取り組みを進め、防災に関する「仙台モデル」を構築し、国内外へ発信していきます。

震災時の課題を踏まえた避難所の運営や機能の見直し、自助や共助の促進のための普及啓発活動や「地域防災リーダー」の育成、学校での新たな防災教育などに取り組みます。

【具体的な取り組み】

○避難所の運営や機能の見直し

- ・ より地域の実情に応じた避難所となるよう、市立学校以外の施設の活用について検討を進めるとともに、地域との避難所運営に関する共通認識が醸成できるよう、新たな運営マニュアルを作成します。
- ・ 学校等の避難所施設について、物資の備蓄・配送の見直しや非常用電源の確保、通信機能の強化など、防災機能の強化を図ります。
- ・ 災害時において、避難所の運営などが円滑に行えるよう、平時から地域・学校・行政の連携、顔の見える関係づくりを進めます。

○「防災人」づくり

- ・ 今回の震災を教訓とした普及啓発活動を強化し、家庭や職場における備蓄など、市民一人ひとりの自助の取り組みを促進します。
- ・ 地域での防災活動を促進し、自主防災力の向上を図るため、女性や若い世代の積極的な参画を促しつつ、「地域防災リーダー」を育成します。
- ・ 児童生徒が生涯にわたって必要な防災力を習得することができるよう、地域と連携しながら、学校における新しい防災教育を推進します。

○地域を越えた絆づくり

- ・ 震災時に国内外から多くの支援を受けたことを踏まえ、多様な主体による地域を越えた連携の取り組みを促進します。

7 「持続的なエネルギー供給を可能にする」省エネ・新エネプロジェクト

新市街地形成が予定される地区において民間資本との協働によりエコモデルタウン事業に取り組み、特定のエネルギーに過度に依存せず、かつエネルギー効率の高い都市を目指すとともに、災害時にも安心な都市づくりを進めます。

多様なエネルギー源の確保を目指し、大規模太陽光発電事業等の誘致を促進するなど、次世代エネルギーの拠点づくりを進めます。

【具体的な取り組み】

○エコモデルタウン

- ・災害時におけるエネルギー確保や特定のエネルギー源への依存を低減させるため、関係機関と連携して再生可能エネルギーや天然ガスを含めたエネルギー構成の最適化に取り組みます。
- ・災害時にとどまらず、平時においても高いエネルギー効率と経済性を両立するモデル的な取り組みを推進します。
- ・次世代電力計（スマートメーター）の導入や、それらの機器と ICT（情報通信技術）を活用した各種サービスの開発を促進します。

○次世代エネルギー研究・開発拠点づくり

- ・多様なエネルギー源の確保を目指して大規模太陽光発電事業等の誘致の促進、藻類バイオマスの研究・開発支援など、津波被害を受けた東部沿岸地域を中心に、次世代エネルギーの研究・開発拠点構築を目指します。

8 「都市活力や暮らしの質を高める」仙台経済発展プロジェクト

~~「復興特区を積極的に活用する」都市活力創出プロジェクト~~

復興過程で生まれる新たな需要や先駆的プロジェクトを推進力とし、地域企業の取引拡大と競争力の強化を図るとともに、成長性のある企業の立地を促進し、雇用の拡大に取り組みます。

~~復興特区制度を積極的に活用し、港地区における被災企業の復旧支援や新たな成長産業の集積を促進するとともに、東部農業地域においては農地の集約や6次産業化、民間資本等との連携を推進します。~~

~~今回の震災に関する防災・環境研究機関などの誘致を図り、学都の知的資源との連携を促進するなど、都市活力の創出に取り組みます。~~

【具体的な取り組み】

○地域経済の復興と更なる活性化

- ・ものづくり産業など中小企業への支援を推進するとともに、風評被害などの長期化が懸念される中、観光業や商店街への支援を通じ、仙台の賑い回復への取り組みを行うなど、これら仙台経済を支える産業のいち早い復興と更なる活性化を目指します。

○復興特区などを活用した震災に関連する新産業の創出

- ・復興特区制度などを効果的に活用しながら様々な主体による復興関連プロジェクトを積極的に支援し、産学連携や企業間連携を強め、地域企業のビジネスチャンスの拡大や競争力の強化につなげます。
- ・また、本市の知的資源の集積を活かし、今回の震災により注目の集まる防災・環境・新エネルギー分野等の研究開発を促進し、関連産業の創出と集積を図ります。

○都市型産業の誘致と雇用拡大

- ・付加価値の高いIT産業やコールセンターなど都市型産業を強力に誘致して雇用の拡大を図るとともに、雇用需給のミスマッチを解消するための人材育成やキャリア教育に取り組みます。

○復興関連需要の域内への還元

- ・復興関連事業の地域企業への優先的な発注を推進し、資金の域内循環や税源の涵養、雇用創出につなげます。

○港地区復興特区

- ~~・仙台港周辺に立地する被災企業の支援に加え、同地区周辺に新たな成長産業の集積を促進するため、特区制度の活用などによる各種の規制緩和や税、財政、金融上の支援を目指します。~~

○防災・環境研究機関等の誘致

- ~~・今回の地震や津波の発生メカニズム等の研究が進むことは、世界各地の地震災害に対する防災力強化にも資するものであることから、地震災害を研究対象とする各種機関の誘致を行うとともに、学都の知的資源との連携を促進します。~~

9 「都市の魅力と復興の姿を発信する」交流促進プロジェクト

様々な国際会議など、コンベンションの誘致により仙台・東北の復興を国内外に積極的に発信するとともに、大型観光キャンペーンを展開し、東北への交流人口の回復を力強く牽引します。

規制緩和や特例措置などの支援策を最大限に活用しながら民間活力を積極的に呼び込み、都市の魅力を高める施設等の誘致を目指します。

【具体的な取り組み】

○「国連防災世界会議」をはじめとする国際会議やコンベンションの誘致

- ・様々な国際会議など、官民が連携してコンベンションの誘致を進め、国内外に仙台・東北の復興の姿を発信して自粛ムードや風評被害の払拭を図り、観光など地域産業への経済的効果の波及を促進します。

○大型観光キャンペーン等の推進

- ・仙台・東北の現状を正確かつ積極的に情報発信することにより旅行者等の不安の払拭に努め、より多くの方々に仙台・東北に根差す多様な魅力を体感していただけるよう、大型観光キャンペーンを展開します。

○都市の魅力や活力を高める施設等の誘致

- ・地下鉄東西線沿線まちづくりなどの都市基盤整備とも連動させながら、大規模文化施設やコンベンション施設など、自然環境等にも配慮した都市の魅力や活力を高める施設の誘致を積極的に進めます。
- ・未利用地の有効活用を図るとともに、特区などによる規制緩和や税財政上の特例措置などの支援策を講じ、民間投資を促す環境整備を進めます。

10 「震災の記憶を後世に伝える」震災メモリアルプロジェクト

アーカイブ機能を有するメモリアル施設を整備し、震災の脅威と復興への取り組みを後世に継承します。

幅広い市民との協働により、仙台・東北の復興の姿を広く発信する仕組みづくりや、復興事業に学都の知的資源や民間のノウハウ・資金などを導入できる仕組みづくりを進めます。

【具体的な取り組み】

○メモリアル施設の整備

- ・震災の記録と復興を後世に継承するためのアーカイブや情報発信のための拠点を整備します。
- ・東部沿岸地域に震災の記憶の継承と犠牲者の鎮魂を表象するモニュメントなどを整備します。

○絆と協働による復興の仕組みづくり

- ・震災の記憶をとどめ、仙台・東北の復興の姿を広く発信する仕組みをつくり、未来の仙台を支える子どもたちをはじめとする幅広い市民との協働により推進します。
- ・様々な復興プロジェクトについて、学都の知的資源を生かすとともに、国内外の専門家や企業などの知見やノウハウ、資金などを積極的に導入できる仕組みづくりを進めます。

Ⅲ 暮らしと地域の再生

1 被災された方々の生活再建支援

被災された方々の生活再建と被災地域の復旧に向けた施策について、一日も早い安全・安心な暮らしの確保を目指し、迅速に取り組みます。

(1) 健やかで安心な暮らしの確立

震災による家族の状況や居住環境の変化等に伴い、多くの市民が心身に影響を受けています。

社会的・経済的視点からの支援と併せ、心と身体の健康の確保に向けた取り組みを進めるとともに、仮設住宅における絆づくりや見守り活動など、健やかで安心な暮らしに向けた支援に取り組みます。

①心と身体の健康の確保

- ・戸別訪問等により被災された方々の心と身体の健康状態の把握を進めながら、関係機関との連携により、一人ひとりの状況に合わせたきめ細かな健康支援を行います。
- ・プレハブ応急仮設住宅の集会所・談話室や近隣の市民センター等を活用し、健康づくりや介護予防など、入居者の心と身体の健康の確保や閉じこもり予防に努めます。
- ・震災に起因する PTSD（心的外傷後ストレス障害）やアルコール依存症、うつ病等への対応についての普及啓発、各種相談体制の充実や、被災して不安を抱えた子どもやその保護者を支える取り組みなど、関係機関と連携しながら長期的・継続的な心のケアを行います。
- ・震災に伴い市外から避難された方を含めた各種健康診断の受診対象者の拡大とともに、受診啓発を積極的に行い、疾病の早期発見・早期治療につなげ、健康の確保に努めます。

②仮設住宅における絆づくり・見守り活動の推進

- ・プレハブ応急仮設住宅における自治組織の設立・運営に関する支援を進めるとともに、防犯・防災活動などの自治活動への支援や、住民相互や近隣コミュニティとの交流の機会づくりを進めます。
- ・民生委員児童委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会、NPO などの連携のもとで、借上げ民間賃貸住宅を含めた仮設住宅入居者に対する見守り活動を進め、心と身体の変化の早期把握や孤立防止に努めます。

③当面の居住環境の確保

- ・バリアフリーや防寒対策をはじめ、プレハブ仮設住宅の居住環境や環境衛生の向上を進めます。

(2) 経済的自立の確立

今回の震災により、市内企業が直接・間接の被害を受けたことに伴い、離

職を余儀なくされた方、震災により主たる生計維持者が亡くなられた方など、被災された方々の経済状況は深刻なものとなっています。

雇用の場の創出や就労支援などを行い、被災された方々の経済的自立に向けた支援を進めます。

①雇用の場の創出

- ・国の緊急雇用創出事業を積極的に活用するほか、復旧・復興のための事業の発注にあたって、被災された方々の雇用を求めていくことなどを通じて、当面の雇用の場の確保に取り組みます。
- ・震災後拡大している雇用のミスマッチの解消を図るため、民間企業の求める専門・技術職等の人材を育成するとともに、震災による離職者を対象としたスキルアップ研修や就業体験などを行います。
- ・企業立地助成制度の拡充を踏まえ、企業誘致プロモーションの強化により~~域外からの~~企業進出を促進し、新たな雇用の場の創出を進めます。

②きめ細かな就労支援の実施

- ・関係機関と連携しながら、就労や生活設計などに関する相談を受け、被災された方々の一人ひとりの状況に応じハローワークなど関係機関に関する情報提供を行います。また、情報提供後においても、個々のフォローを行うなど、被災された方々一人ひとりに寄り添った、きめ細かな就労支援を行います。

③自立支援および環境整備

- ・就労の困難な方が働きがいや生きがいを感じながら、自立に向けてステップアップできるよう、比較的経験や技能を必要としない作業を行う機会を提供します。
- ・震災による世帯状況等の変化により、子育てをしながら就労することになった方が、安心して就労できるよう、保育基盤の整備や子どもの居場所づくりの充実などの支援を行います。

(3) 恒久的な住まいの確保

今回の震災に伴う仮設住宅の入居世帯は1万世帯以上に及び、また、親戚宅や市外への避難を余儀なくされている方も少なくありません。

自力での住宅再建・取得が困難な方も含め、恒久的な住まいを確保することができるよう取り組みます。

①復興公営住宅等の整備

- ・被災された方々の恒久的な住まいを確保するため、今後実施する意向調査の結果を踏まえながら、必要戸数の復興公営住宅を整備します。
- ・第一次供給として平成25年度までに約600戸の復興公営住宅を整備し、第二次供給は、被災地との位置関係や交通条件等を考慮しつつ、東部浸水区域、宅地被害地域の事業と連携した整備を行います。
- ・整備にあたっては、集合住宅の建設を基本としながら、民間住宅等の買い取り等による整備も進めるとともに、戸建住宅の供給についても検討しま

す。

- ・復興公営住宅の建設にあたっては、バリアフリー対策を進めるなど高齢者・障害のある方に配慮したものとするほか、入居者が孤立することのないよう、コミュニティ形成についても考慮します。
- ・国における検討も踏まえ、復興公営住宅入居者に対する入居住宅の売却（払い下げ）に関する検討を行います。

②恒久的な住まいへの移行支援

- ・防災集団移転促進事業や復興公営住宅など、新たな住まいの情報に関する説明・助言等を行う機会を設けるなど、恒久的な住まいへの移行に向けたきめ細かな支援を行います。

（４）生活再建支援体制の充実

①相談体制

- ・関係機関と連携しながら、雇用や生活設計、住まいなどに関する相談に的確に対応し、ハローワーク等への仲介・フォローや、住まいに関するきめ細かな説明・助言を行う機会づくりを進め、被災された方々一人ひとりに寄り添った、きめ細かな生活再建支援を行います。

②情報提供

- ・市政だよりやホームページはもとより、報道機関等を積極的に活用した広報を展開するとともに、借上げ民間賃貸住宅を含めた個々の仮設住宅入居者や震災に伴う市外への転出者等に対し、生活支援情報を取りまとめた「復興定期便」を定期的に郵送するなど、情報提供の充実を図ります。

③組織体制

- ・生活再建支援に関する各局の施策を調整しながら、関係機関と連携して生活再建支援を効果的に進めるための体制の構築を図ります。

2 農業の再生

農業の早期再開に向けて、農地のがれきと堆積土砂の撤去、除塩等の対策を進め、段階的に作付面積を拡大します。また、被災地域における農業の再生と早期経営再開に向け、関係機関と連携して、農業者を支援します。

(1) 農地の復旧

- ・農業再生に向けて、農地および農業用施設の復旧を進めます。
- ・農地のがれき撤去については、早期の完了を目指して進めます。
- ・農作物の作付けの計画等に合わせて、農地の堆積土砂の撤去や除塩対策を進めます。

(2) 生産性の高い農業に向けた検討

- ・より生産性の高い農業を目指し、大規模ほ場化や集落・集団営農、法人化など、新たな農業経営の実現に向けた関係機関による取り組みを支援します。

(3) 被災農業者等の経営再開支援

- ・農業、漁業の再生と早期経営再開を実現するため、今回の震災により被害を受けた地域における取り組みとして、経営再開に向けた復旧作業を行う農業者等について、関係機関と連携して、経営再開を支援します。

(4) 大学や研究機関との連携

- ・塩害土壌調査や菜の花プロジェクト等の塩害対策や、水稻作付け調査等について、大学や研究機関と連携して取り組みます。

3 宅地の安全確保と復旧支援

宅地被害の情報把握に努め、応急措置を講じるなど宅地の安全確保や二次被害の防止に取り組みます。

地すべりや擁壁崩壊などの甚大な被害が発生した箇所については、早期復旧に向けた復旧方法の検討を行い、災害復旧関連事業等による復旧を推進します。

また、宅地所有者が復旧を行う場合、既存制度の活用を図り支援するとともに、本市独自の支援制度を創設し、安全で安心な暮らしの再建を図ります。

(1) 二次被害の防止

- ・被災宅地の安全パトロール体制の強化を図り、危険箇所の情報把握に努めるとともに、特に危険な箇所については、宅地所有者と協力して雨水浸透防止等の応急措置を行います。
- ・大雨や余震等により、新たに対策が必要となった地区については、早急に大型土のうの設置等の応急対策を講じるとともに、人命に関わる被害の発生や拡大が想定される場合には、随時、避難勧告等の措置を実施します。
- ・雨水浸透防止等の応急措置や損壊箇所の補修方法について、パンフレット等により周知・啓発を図るとともに、被災した建物やブロック塀の解体撤去制度の活用により、安全を確保します。

(2) 復旧支援

- ・地すべりのような状況が見られる箇所については、専門家の知見を生かしながら、宅地所有者との情報の共有化を図り、被災要因の特定と復旧に向けた取り組みを進めます。
- ・広範囲にわたり宅地に地すべりや崩壊があった地区や、擁壁や法面が大規模に損壊した箇所について、災害復旧関連事業等による復旧を推進するとともに、必要に応じて集団移転などの手法を検討します。
- ・宅地所有者への復旧に関する情報提供に努めるとともに、復旧工事については、工事資金に対する融資や補助金の既存制度の活用を図り、支援します。
- ・~~被災宅地の早期再建と宅地所有者の負担軽減を図るため、国に対して強力に支援制度の拡充を求めます。~~
- ・国の支援制度の対象とならない宅地について、早期再建を促進するため、宅地所有者が復旧を行う場合の費用の一部を助成するなど、本市独自の支援制度を創設します。

4 地域企業支援

今回の震災により被害を受けた地域中小企業に対し、震災に対応した融資制度を創設するとともに、中小企業の直面する経営に関する課題解決や経営革新に対して適切な支援を行い、経営の安定化と強化、業績向上を図り、地域経済の活性化を促進します。

(1) 地域企業への金融支援

- ・ 今回の震災により直接、間接に被害を受けた地域中小企業の倒産や廃業を防ぐため、3年間元金返済を猶予し、その間の利子・保証料補給を行う融資制度により、被災企業の緊急的な資金ニーズに対応します。
- ・ 地元中小企業者や創業者の円滑な資金調達を下支えするため、引き続き金融機関への資金預託を通じた長期かつ低利な融資制度を運営するとともに、経済状況に対応した融資制度を適宜設けることにより、資金面からの効果的な支援を行います。

(2) 事業活動再開や起業に向けた支援

- ・ 被災した市内製造事業所の現地での建替えや、設備更新に対する補助制度により、早期の生産再開を支援します。
- ・ 自力での再建が困難な被災企業などに対し、仮設事務所や仮設工場などの事業再開の場を無償貸与するとともに、事業を継続するために必要な生産設備や什器備品の貸与・提供支援などを実施します。
- ・ 震災によりやむなく事業廃止や離職をされた方など、今後新たに起業する人を対象に、専門家支援やセミナー開催などを通じ、新規創業者の育成・支援を図ります。

(3) 取引・販路拡大や技術開発・人材育成への支援

- ・ 地域中小企業の経営基盤の回復と強化を図るため、中小企業を対象とした全国規模の展示会への出展支援を行い、新たな取引先とのマッチング機会を提供するとともに、「学都仙台」の地域性を生かした産学官連携等により新たな製品開発につながる技術開発や人材育成を支援するなど、震災の影響を払拭し、経営の安定化、競争力の向上に向けた取り組みを、関係機関と連携しながら支援します。
- ・ 商談機会の提供や海外見本市への出展支援を行うほか、貿易等、国際経済に関するセミナーを開催することにより海外進出に関する情報提供を行い、地域企業の海外取引および販路拡大を支援します。

5 原子力発電所事故への対応

東京電力福島第一原子力発電所の事故により、現在のところ本市において健康被害が懸念される放射線量は観測されていないものの、農畜産業や観光業はもとより、市民生活にも様々な影響が及んでいます。また、事態がなお収束していないことから、市民の暮らしに大きな不安を与えています。

放射性物質による影響への対応として、原子力防災を担う国や電気事業者に対して必要な措置を強く求めながら、県とも連携し、市民の安全・安心の確保と風評被害の防止のための取り組みを行います。

(1) 国等に対する働きかけ

- ・ 事態がなお収束していないことから、国や電気事業者に対して一刻も早い事態の収束と放射性物質の低減対策を求めます。
- ・ 放射能に対する不安が広がっていることから、国や電気事業者に対して迅速・正確な情報提供を求めるとともに、安全基準等に関する十分な検証や説明、風評被害の防止などを求めます。

(2) 放射線等モニタリングと情報提供

- ・ 空間放射線量について、市民の不安を解消するという観点から、当面、本市独自に施設等における測定を継続します。また、水道水や上下水道処理で生じた汚泥、一般廃棄物の焼却灰等の放射性物質のモニタリングについても当面継続して実施します。
- ・ 食品の安全性を確保し、食への不安解消を図るため、県等が行っている農畜産物の放射性物質の検査に加え、当面、本市で生産される農畜産物や、給食に使用する食材の独自検査を実施するとともに、検査体制を整備し測定の充実に努めます。
- ・ 市民が放射能に関する正しい知識を持ち、風評に惑わされず冷静に対応できるよう、放射能に関する知識や本市の取り組みについて分かりやすく情報提供するとともに、モニタリング結果を迅速に公表し、市民の不安解消に努めます。

(3) 風評被害の防止

- ・ モニタリング結果等に基づき、本市の安全性に関する情報を市内外へ積極的に発信し、風評被害の防止を図ります。
- ・ 仙台産の農畜産物や他地域からの観光など、風評被害が懸念される分野について、本市独自の検査等により安全性確保の取り組みを進めると同時に、事業者等における風評被害を払拭するための取り組みを支援します。

IV 復興まちづくり

復興の基本理念等を踏まえ、4つの復興まちづくりの方向性を示します。

1 市民の命と暮らしを守る「減災」まちづくり

- ・ 減災の視点を意識し、ソフト・ハード両面にわたり多重性のある総合的な津波防災対策を進めます。
- ・ 施設の耐震化や機能強化などの災害対策を進め、都市基盤の強化を図ります。
- ・ 震災の教訓を踏まえ、家庭や地域、企業、行政といった様々な主体の災害対応力の強化を図ります。
- ・ 広域連携による相互補完や多重化といった視点での災害対策を進めるとともに、震災の経験と教訓を国内外へ発信します。

(1) 多重防御による総合的な津波対策

今回の震災のような千年に一度といわれる津波に対し、防波堤や防潮堤などの構造物により被害を抑えることには限界があり、命を守る方法として「逃げる」ことの重要性が改めて明らかになりました。

たとえ被災しても被害を最小限にとどめられるよう減災の視点を意識し、ソフト・ハード両面にわたり多重性のある総合的な津波防災対策が求められます。

①施設による防御対策

- ・ 水際での防御施設となる海岸・河川堤防については、発生頻度が比較的高い数十年から百数十年に一度程度の津波を想定し、これに対応する規模の施設を整備します。
- ・ 今回のような最大クラスの津波に対しては、海岸・河川堤防に加え、流失しにくい海岸防災林やかさ上げた道路などの複数の施設により津波を減衰させる施設整備を進めます。
- ・ 仙台港については、港湾の機能を維持しながらも、周辺部における浸水や流出物による被害を抑えるための対策を、県などの関係機関と連携して講じます。

②安全な住まい等の確保 (土地利用の見直し等)

- ・ 様々な施設整備を行ってもなお津波の危険性が高い地区については、土地利用の見直しや建築制限、集団移転等によって住まいの安全を確保し、津波に対する安全性の高いまちづくりを進めます。

(津波の浸水深と危険性との関係)

- ・ 学術的な調査・研究によれば、浸水深が2mを超えると家屋が流失する割合が高くなるとされ、今回の震災に関する本市における調査でも、同様の

結果が出ています。

- ・このことを踏まえ、予測される浸水深が2 mを超える地区を、津波による被害の危険性が高い地区とします。

(移転の対象となる地区)

- ・予測浸水深が2 mを超える危険性の高い地区では、住宅の新築や増築を禁止し、より安全な西側地域へ移転することにより、安全性を確保します。
- ・移転先としては、田子西地区、荒井東地区の土地区画整理事業地や荒井地区の土地区画整理事業予定地などのほか、東部道路に近接する地域において盛土等により安全性を確保した造成地などを候補とし、移転する方々の意見を伺いながら選定します。

(一定の建築制限を設けて現地再建とする地区)

- ・地区の一部で予測浸水深が2 mを超えるものの、地形や周辺の土地利用の状況などから、建物流失等の被害が小さいと想定される地区では、住まいの新築や増築などの際に一定の制限を設けることを条件に、現在の位置で防災性の向上を図ります。

(予測浸水深が2 m以下となる地区)

- ・津波による住宅の流失等の恐れは低いことから、現在の位置での再建を基本とします。

(地域の公共施設等)

- ・津波によって大きな被害を受けた学校については、地域や移転の状況を踏まえ、子どもにとって望ましい教育環境を確保できるよう検討を進めます。
- ・コミュニティ・センターなどの市民利用施設については、地域住民の移転の状況などを勘案しながら、再建について検討を進めます。
- ・障害者や高齢者など、短時間での避難が困難な方々のための福祉施設等は、浸水が予測される場所での立地は好ましくないことから、より安全な西側地域への移転を促進します。

③逃げるための対策

- ・施設による防御対策は津波を完全に食い止めるものではなく、その整備にも相当の期間を要することから、津波から「逃げる」ことを最優先とした対策を進めます。
- ・暫定的な津波避難エリアの設定と周知、広報体制の再構築を行い、施設整備が完了するまで間の、住民等の安全確保を図ります。
- ・住民等の迅速な避難を促すため、津波情報伝達システムをはじめとした情報伝達手段を拡充します。
- ・津波から避難するための建物や丘などの施設や、車による避難にも配慮した道路の整備、東部道路を緊急避難施設として活用するなど、複層的な避難対策を行います。
- ・自分が緊急時にどのような行動をとるべきかを認識し、また、地域の要援護者等を含めたすべての住民が確実に避難できるよう、津波避難を促すパ

ンプレットの作成や、それに基づく地域での避難訓練の実施など津波防災に関する意識・知識向上の取り組みを進めます。

（２）災害に強い都市基盤の形成

今回の震災では、電気や水道、都市ガスなどのライフラインや公共交通機関の停止、様々な公共施設や医療機関、社会福祉施設等の被災が、市民の日常生活や企業活動に多くの影響を与えました。

これらの都市基盤施設について、地震などの災害時にも一定の機能を維持できるよう、施設の耐震化や機能強化などの災害対策を進めます。

①ライフライン、公共建築物の強化

（上水道）

- ・被災時の影響が大きい浄水場や配水所などの基幹施設、配水幹線や老朽化した管路の耐震化を進めます。
- ・異なる水系間での水道水の相互融通機能の強化や配水ブロックの再編成などを進め、災害発生時の被害の最小化を図ります。
- ・断水時により多くの場所で給水できるよう、指定避難所である小中学校などへの応急給水栓の設置を進めます。

（都市ガス）

- ・災害時の供給停止を最小限にとどめ、迅速に復旧できるよう、**防災**ブロックの維持管理を適切に行います。
- ・被災したガス製造工場について、防災性の強化を図りながら平成 24 年 5 月までに復旧し、海上輸送とパイプラインによる複数の供給ラインを確保します。

（下水道）

- ・被災した南蒲生浄化センターは、完全復旧までに 5 年程度を要する見込みですが、復旧にあたっては、津波対策など防災機能の強化を図るとともに、太陽光発電を導入し、長期の停電時にも最低限の処理機能を確保します。
- ・施設の耐震化や重要幹線の複線化、事業継続計画（BCP）の策定などにより、地震被害の軽減と被災時の機能維持を図ります。
- ・**震災により地盤沈下が発生している状況を踏まえ、**浸水リスクの高い地区における二次災害を防止するため、浸水対策の充実に努めます。

（公共建築物）

- ・被災した公共建築物の早期復旧を図るとともに、今回の震災では天井などの非構造部材や建築設備等の被害が多く見られたことから、復旧に際しては当該部材等の改良や補強を図ります。
- ・施設整備にあたっては、災害時においても施設の安全性が確保され、継続使用ができるよう、非構造部材や建築設備等の安全性の目標を定め、耐震性能の強化を図ります。

②公共交通・道路網の強化

- ・本市の新たな基幹交通となる地下鉄東西線の整備を着実に進め、南北線と一体となった地震に強い東西・南北の交通軸を形成するとともに、鉄道と連携したバス路線の再編を行い、公共交通網の強化を図ります。
- ・災害発生後の市民の移動の足を確保するため、幹線道路を運行する緊急基幹バス路線の設定や、災害時の運行に必要な燃料備蓄体制の整備などについて、交通事業者と連携しながら検討を進めます。
- ・緊急輸送道路等の基幹道路について、災害時の道路ネットワークを確保するため、老朽化した道路施設の計画的な修繕等により機能維持を図るとともに、橋梁の耐震補強や道路法面等の防災対策を進めます。

③医療機関、社会福祉施設の防災力の強化

- ・災害時医療を担う病院について、ライフラインや物資の供給が停止した場合にも一定の機能を維持することができるよう、事業継続計画（BCP）の策定や備蓄体制の整備などを促進します。
- ・仙台圏の救急医療の要の一つであり、災害拠点病院でもある市立病院については、大規模災害発生時にも十分にその役割を果たせるよう、移転新築事業を着実に推進します。
- ・高齢者や障害者に対する支援拠点、さらに福祉避難所としての役割を担う社会福祉施設について、災害時にも一定機能を維持し速やかに支援を行えるよう、物資の備蓄や非常用発電設備の設置、災害対応マニュアルの見直し、事業継続計画（BCP）の策定などを進めます。

④住宅、宅地、マンション等の防災力の向上

- ・住宅の耐震診断や耐震改修工事、ブロック塀撤去と生垣植栽への助成、再開発等による建替え等の支援などを進めるとともに、マンションの耐震改修工事等における専門家派遣制度を充実するなど、住まいを中心とした建築物の耐震化を促進します。
- ・宅地災害に関する情報を国などに積極的に提供するとともに、今回の被災を教訓として、市内の宅地の災害履歴や盛土造成地等の情報を把握し、全国的な動向を踏まえながら、市民が安全に安心して暮らすための宅地情報の提供のあり方について検討します。
- ・マンション等の中高層住宅において、災害時のライフラインの停止により水の確保や物資の調達・運搬が困難となる状況に対応できるよう、備蓄や防災資機材の整備などの自助・共助の取り組みを促進します。

（３）災害対応力の強化

震災時には多くの人々が避難せざるを得ない状況となり、避難所や地域で様々な課題が生じるとともに、改めて自助や地域での支え合いによる共助の重要性が認識されました。

今後、震災の教訓を忘れずに、家庭、町内会をはじめとする地域、企業、行政といった様々な主体が、それぞれ災害対応力の強化を図っていく必要があります。

①避難所等の見直し

(避難所の指定等)

- ・市立小中高等学校を指定避難所とする現行の避難所の位置付けについて、今回の震災時における状況を踏まえ、他の公共・民間施設の活用も含め、より地域の実情に応じた形となるよう見直します。

(避難所の機能強化・物資の確保)

- ・学校等の避難所施設について、非常用電源の確保や通信機能の強化などにより、避難所として備えるべき機能を強化します。
- ・避難所における物資の確保のため、水や食料、資機材等の備蓄内容や保管場所を見直すとともに、支援物資が避難所のニーズに応じて迅速に届けられるよう、物資の集積・配送拠点や配送計画を見直します。

(職員体制等)

- ・今回の震災のような大規模災害時に、避難所の開設・運営をはじめとする初動からの要員を確保するため、非常時における職員体制を見直します。
- ・各職員の災害時の役割を明確化するとともに、平常時における教育・訓練を強化し、職員の意識と対応力の向上を図ります。

(運営方法等)

- ・地域・避難所施設の管理運営者・行政が共通の理解のもと、協力して避難所を運営することができるよう、避難所運営について分かりやすくまとめたマニュアルを作成します。
- ・高齢者や障害者、外国人、女性、乳幼児など様々な視点に立ち、避難所の運営や物資の備蓄等を見直します。

(帰宅困難者等)

- ・鉄道事業者や商業・宿泊施設、その他公的機関等との連携・協力により、それぞれが一定の役割を果たしながら、災害時の帰宅困難者や観光客等を支援する方策を検討します。
- ・市中心部や地下鉄のターミナル駅周辺などにおける、帰宅困難者等の一時避難場所の確保や帰宅支援、情報提供の方策等を検討するとともに、帰宅困難者等の集中が想定される避難所に対する支援の強化等について検討します。

(福祉避難所)

- ・既に福祉避難所設置に関する協定を締結している施設に加え、障害者の入所・通所施設など多様な施設と協定を締結し、被災された方々個々の状況に応じた対応が可能となるよう取り組みます。
- ・福祉避難所となる施設における物資の備蓄や非常用発電設備の設置、災害対応マニュアルの見直しなどを進めます。

②情報提供・連絡体制等の強化

- ・津波情報伝達システムの拡充を進めるとともに、他の手段を活用した緊急情報の提供について検討します。

- ・停電や通信規制時等の非常時において、災害情報や生活関連情報を広く市民へ提供するための方策や避難所での情報提供の方法等について検討します。
- ・災害対策本部や避難所施設の通信機器などの整備・拡充とともに、情報システムやネットワークの多重化・多元化、非常用電源の強化などにより、情報通信手段の防災力強化に努めます。
- ・より分かりやすく的確な情報提供のため、災害時に市民へ提供すべき情報の内容や様々なマスメディアとの連携、外国人や高齢者、障害者に対する情報提供の方法などについて検討します。

③市民一人ひとりの防災力の向上

- ・研修会、防災訓練や各種イベントなど、あらゆる機会を捉えた普及啓発の取り組みを行い、災害から自分の身を守るための知識の習得や、津波から「逃げる」といった意識の浸透を図ります。
- ・震災時における停電や断水、食料の不足などの経験を忘れずに、自助の観点から家庭での備えが促進されるような取り組みを進めます。
- ・児童生徒が命の尊さや多くの人々との絆、自助や共助の大切さについて学び、生涯にわたって必要な防災力を習得することができるよう、学校における新たな防災教育を推進するとともに、合同防災訓練など地域や関係機関と連携した取り組みを進めます。
- ・「仙台市総合防災訓練」については、年に一度の本市の防災・減災の取り組みの集大成、また、市民がより主体的に参加し、地域での支え合いの大切さを再確認する機会にもなるよう見直しを検討します。
- ・「防災」のみを目的とした取り組みを進めるだけでなく、地域でのお祭りやイベントに防災の視点を取り入れるなど、「楽しみ」や「学び」の機会を通じ、震災の教訓が将来の世代まで確実に受け継がれ、市民の防災への意識が仙台の文化として定着するような取り組みを進めます。

④地域における防災力の向上

- ・地域での防災活動を促進し、地域の自主防災力の向上を図るため、女性や若い世代の積極的な参画を促しつつ、本市独自のプログラムによる「地域防災リーダー」の育成に取り組みます。
- ・地域・学校・行政の協働による防災活動・災害対応の仕組みづくりや地域特性に応じた防災訓練、地域独自の防災マップや行動マニュアルの作成などを支援します。
- ・災害時に援護を要する高齢者や障害者などが、安心して避難などができるよう、地域での支え合いによる取り組みを促進します。
- ・在宅被災者に対する支援や情報提供が円滑に行えるよう、地域包括支援センターや障害者福祉センターなどの機能強化に努め、地域と行政で連携した取り組みを進めます。
- ・平時における地域・学校・行政のお互いに顔の見える関係づくりを進めるとともに、地域包括支援センターや障害者福祉センターなども含めた地域の様々な関係機関と町内会や民生委員児童委員などが連携しながら、高齢者や障害者などを支える仕組みづくりを推進します。

⑤企業等の防災力の向上

- ・企業等が自身の防災力を高め、事業活動への影響を最小限にとどめられるよう、事業継続計画（BCP）の策定を支援するとともに、従業員への防災教育や物資の備蓄、非常用発電設備の整備等の取り組みを促進します。
- ・帰宅困難者等への対応について、事業所施設の活用など、企業もその従業員や顧客への対応に一定の役割を果たしながら、行政とともに取り組む方策を検討します。

（４）広域連携、拠点性の強化

極めて広域的な災害であった今回の震災では、圏域を超えた連携や、それを支える交通基盤等の重要性が改めて明らかになりました。

広域連携による相互補完や多重化といった視点での災害対策を進めるとともに、未曾有の災害に遭った大都市として、その経験と教訓を国内外へ発信していくことが求められます。

①広域交通ネットワークの整備

- ・災害時にも、広域の人的・物的支援ルートが確保されるよう、広域交通基盤の災害対策の強化や、ひとつのルートが分断された場合にも他のルートが確保されるような広域交通ネットワークの整備について、国への要望などの取り組みを進めます。
- ・災害時の広域的な人的・物的支援に必要な高速道路や拠点となる空港、港湾などへのアクセスを確保するため、主要幹線道路等の整備を進めます。
- ・鉄道に代わって都市間交通を担った高速バス機能を高めるため、バスターミナルの整備や、災害時における事業者や関係機関等とのネットワークや情報連絡体制の構築、利用者への案内情報の拡充等について検討します。
- ・広域交通の拠点である仙台駅について、交通結節機能の向上のため、駅前広場の再整備を進めるとともに、防災機能の強化を検討します。

②エネルギー・燃料等の確保

- ・広域的な燃料供給ルートの整備や複数の輸送手段による多重化、地域バランスを考慮した燃料の備蓄、また、停電を回避するための電力の融通機能の強化等について、国や関係事業者と連携して取り組みます。
- ・本市における燃料確保の取り組みとして、燃料供給事業者やガソリンスタンド、関連団体との連携による確保策などについて検討します。

③広域的な連携体制の強化

- ・大都市災害時相互応援に関する協定をはじめ各種協定に基づく他都市からの応援が大きな力となったことから、これら協定がさらに効果的なものとなるよう取り組むとともに、他の地域で災害が発生した場合、本市から速やかな支援が行えるよう、支援体制の強化に努めます。
- ・応援協定を締結している水道事業者間での合同訓練や、ガス事業者間での小型 LNG（液化天然ガス）船の相互融通など、災害時における事業者間の支援・協力体制強化に向けた取り組みを進めます。

- ・被災した病院や社会福祉施設が速やかに機能回復できるよう、専門職の応援などの人的支援や、医薬品の提供などの物的支援、他地域による被災された方々の受け入れなど、医療・福祉分野における広域的な応援協力ネットワークづくりを促進します。
- ・今回の震災において国内外の様々な個人・団体から多くの支援を受けたことを踏まえ、災害時の支援なども想定した、NPO やボランティア、企業など多様な主体による地域を越えた連携の取り組みを促進します。

④防災拠点の整備等

- ・大災害に対応しうる備蓄・補給体制、広域輸送拠点としての機能のほか、情報収集・伝達、指揮・命令、緊急消防援助隊等のベースキャンプといった中枢的機能を備えた広域的防災拠点の整備について検討します。
- ・平時における機能の整備として、防災教育・普及啓発を行うための展示・体験施設や、総合消防訓練施設、防災分野の国際的な学術研究施設、震災の記録を後世に伝承するためのアーカイブや情報発信のための施設整備について検討します。
- ・施設の整備にあたっては、国等とも連携しながら、様々な災害に対応した国内外のモデルとなる拠点整備を目指します。
- ・平成 27 年（2015 年）の国連世界防災会議を誘致し、世界的にも稀な大災害を経験した都市として、その経験や教訓、減災まちづくりに向けた取り組みを世界に向けて発信します。

2 「省エネ・新エネルギー」対応型まちづくり

- ・ 特定のエネルギーに過度に依存せず、かつエネルギー効率の高い都市を目指すとともに、災害時にも安心な都市づくりを進めます。
- ・ 市民・企業等による環境負荷低減に向けた取り組みを推進します。

(1) エコモデルタウンの構築

今回の大地震・津波から、私たちは、市民生活はもとより、持続的な都市経営を進める観点から、特定のエネルギー供給に過度に依存しないことや非常時にも電力をはじめとするエネルギー供給を可能とする仕組みが備わっていること、安全性が高く持続性に優れ、温室効果ガス削減にも寄与するエネルギー供給方法が採用されること、日常の暮らしや事業活動において実践的かつ先進的な省エネルギー方策が実現されることなどの重要性を学びました。

これらの全市的な課題に市民や企業・行政が連携していち早く取り組むことが重要であることから、新たに市街地形成が予定される地区を対象にエコモデルタウンとしての整備を促進することで上記課題に取り組み、全市における将来的な展開を目指して課題の洗い出しなどを行います。

①非常時のエネルギーの自立性向上

- ・ 震災後、新たに市街地形成が予定される地区において、集中型電源から分散型・多重化電源への移行など、非常時にあっても一定程度の持続的なエネルギー供給の確保を推進します。
- ・ スマートグリッドをはじめとする各種技術の開発動向を見据えつつ、非常時におけるバックアップ電源としての利用も期待される電気自動車やプラグイン・ハイブリッド車なども含めて、一定の地域を対象としたエネルギーマネジメントシステムの導入可能性について検討を進めます。

②エネルギー効率の向上

- ・ 再生可能エネルギーやコージェネレーションシステム、燃料電池などの分散型電源の導入を促進し、電力供給や電力生成時に発生する熱の積極的な利用を図るとともに、蓄電・蓄熱技術等の併用も促進することにより、エネルギー供給の自立性と総合的なエネルギー効率の向上を目指します。
- ・ 非常時におけるエネルギー供給にとどまらず、平時におけるエネルギー効率をはじめとする、省エネルギー水準の向上に取り組みます。
- ・ 復興公営住宅を対象に、再生可能エネルギーを用いたシステムや都市ガスを用いたコージェネレーションシステム等、より高いエネルギー効率ならびに経済性の向上が見込まれる技術について、先導的な導入を推進します。
- ・ 電力の使用状況等が可視化できる次世代電力計（スマートメーター）をはじめとする各種機器ならびに ICT（情報通信技術）を用いた各種サービスの導入 に向けた取り組みを進めます。

③全市的な取り組み

- ・ 既に発電事業を行っている清掃工場において、発電量や発電効率を高める

とともに、非常時の電力供給源となるよう、検討を進めます。

- ・移動手段として利用頻度が高い自動車については、二酸化炭素排出量を大幅に抑制することができる電気自動車やプラグイン・ハイブリッド車など次世代自動車の普及を促進します。
- ・避難所として想定される施設のほか、大量の熱エネルギーの利用が見込まれる施設等を対象に、より高いエネルギー効率ならびに経済性の向上が見込まれる技術について、先導的な導入を推進します。

(2) 環境負荷低減等に向けた取り組み

今回の震災によるライフラインの途絶などの体験を踏まえ、節電などの省エネルギーや様々な環境負荷の低減、資源循環の取り組みの重要性が再認識され、私たちの住まい方やビジネススタイルなどへの見直しが求められています。

このような体験をした仙台から、新しい環境負荷低減等に向けた取り組みを発信していくことが重要です。

①環境負荷低減に向けた取り組み

- ・今回の震災で、津波被害などにより、広域にわたる沿岸部の火力発電所や原子力発電所が被災し、計画停電が実施されるなど、私たちの暮らしや経済活動に大きな影響を及ぼす電力不足に直面しています。日常の暮らしの中で、節電の重要性の周知や様々な節電の取り組みを推奨することなど、市民啓発により、節電への取り組みを強化します。
- ・また、今回の震災では、電力以外のエネルギー供給などについても、改めてその大切さを認識させられたことから、家庭や事業活動での省エネルギー・省資源化をさらに推進します。

②資源循環強化に向けた取り組み

- ・本市がこれまで市民と共に積極的に進めてきたごみ減量をはじめとする資源循環に向けた取り組みが、災害時にも大きな効果を発揮することが明らかになったことを踏まえ、今後、このような本市の先進性を一層強化しながら、市民と共にさらなる資源循環への取り組みを強化、推進します。

(3) 公共交通の利用促進

今回の震災では移動手段についても多くの点で課題が浮き彫りとなりました。ガソリン供給不足が長期化し、自家用車の使用が著しい制約を受けた一方で、地下鉄やバスの早期の運行再開や自転車利用が注目されました。

本市では環境負荷の少ない公共交通を軸とした機能集約型都市への転換を進めていますが、エネルギー効率や環境配慮の観点からも、今後、この取り組みを一層推進するとともに、利用者の視点に立った都市間高速バスも含めた公共交通の利便性向上策や、自転車の利用環境の在り様についても検討の必要があります。

- ・環境負荷の少ない公共交通の利便性向上・利用促進の観点から、地下鉄・

路線バスに IC 乗車券の導入を進めるとともに、モビリティマネジメント等の取り組みを推進します。

- ・公共交通の利便性が低い地域を対象に路線バスの維持を図るとともに、路線バスによる運行が難しい地区などにおいては、路線バスに代わる交通手段の導入に努めます。
- ・公共交通システムについては、更なる省エネルギー化を進めるとともに、太陽光発電や天然ガスなど、環境により優しい動力源の活用を進めます。
- ・災害時にあっても貴重な移動手段として機能した都市間高速バスについては、その利便性向上を図るとともに、弾力的な運行システムの形成を促進します。
- ・災害時において市民の重要な移動手段となる自転車の利用しやすいまちづくりに努めます。

(4) 省エネ等の促進に向けた連携の推進

今回の震災では複合的被害が数多く見られ、特定の関係者だけでは解決が困難である場合も少なくありません。

エネルギーや環境に関する諸問題については、需要者側と供給者側それぞれに多様な主体が関わることから、その解決のためには多くの関係者が連携していく仕組みを築くことが重要です。

- ・大学や専門家と連携して市民や企業向けの説明会・省エネ診断などを行い、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギー設備等の導入や照明の LED 化、省エネ・断熱改修など、省エネルギー機器・設備の導入を促進します。
- ・地元企業等が積極的に省エネルギー設備の普及促進に参加できるよう、ノウハウを持つ大学や業界団体等との連携を支援するとともに、地域企業が開発・販売する環境技術が広範に導入されるよう、実証評価や販路拡大などを支援します。
- ・設備更新に際しては、太陽光発電設備やコージェネレーションシステムなど、経費節減と省エネルギーを両立させたシステムの導入が図られるよう、公的助成制度の活用にかかるワンストップの相談業務を行います。

3 支え合う「自立」・「共生」まちづくり

- ・ 地域における世代や性別、立場を越えたつながりを深め、支え合い活動の推進を図ります。
- ・ 復興支援活動を支える担い手を育成します。
- ・ NPOや企業などの多様な専門性を生かすための協働の仕組みづくりを進めます。

(1) 地域における支え合い活動の推進

復興へのまちづくりは、地域に住む人々が性別や世代、立場を越えて助け合い、つながりながら、様々な活動に主体的に取り組むことが重要です。

このため、市役所全体が地域を重視した組織横断的な体制を強化しながら、それぞれの地域における復興に向けた様々な支え合い活動の活性化に向けた環境づくりなど、地域特性を踏まえたきめ細かな地域づくりが求められています。

①地域の将来像を共有するための場の設定

- ・ 区役所と市民センターが中心となり、それぞれの地域において、町内会をはじめとする地域団体や NPO・企業・学生など多様な主体の参画のもと、震災時対応の振り返りなどをきっかけに、地域の資源や魅力、課題等を踏まえた地域づくりの理念や地域の将来像などを共有するための機会づくりを進めます。

②地域における主体的な支え合い活動の促進

- ・ より暮らしやすい地域社会の実現に向けて、地域の将来像の実現や地域課題の解決に向けた主体的な活動を促進します。また、世代や性別、立場、地域を越えたつながりを深め、支え合い、助け合いの輪がさらに広がるよう、様々な分野における支援を充実強化します。

(防災)

- ・ 地域における防災力向上を図るため、地域防災リーダーの育成や今回の震災の経験を踏まえた新たな防災訓練の普及など、地域の自主防災活動を支援します。
- ・ 災害時に援護を要する高齢者や障害者などが、安心して避難することができるよう、地域における情報共有の促進を図るなど、地域での支え合いによる取り組みを促進します。

(福祉)

- ・ 高齢者が地域の中で孤立することなく、安全・安心で健康的な生活を送ることができるよう、社会福祉協議会や地域包括支援センターをはじめとする福祉・保健・医療などの関係機関の連携のもと、各種サービスを切れ目なく提供する体制づくりを進めます。
- ・ 障害者が安心して地域生活を送ることができるよう、障害者福祉センター

を核として、関係機関やサービス事業所、地域団体等との連携により、相談支援体制の充実や人材育成に努めます。

（保健・医療）

- ・被災された方々が安心して健康的な生活を送ることができるよう、相談体制の充実や訪問指導を行うとともに、保健医療の関係機関・団体と連携しながら、健康づくりや介護予防・閉じこもり予防・心のケアに取り組むことにより、地域で互いに支え合う自主的な健康づくり活動の促進につなげます。

（教育・子育て）

- ・放課後子ども教室や学びのコミュニティなどの充実を図ることにより、学校・家庭・地域が一体となった地域ぐるみの豊かな教育環境を構築し、子どもたちの豊かな体験活動や学習活動を支援することで、学校教育の充実や地域の教育力の向上を図ります。
- ・子育てサークルや子育て支援団体の活動に対する支援や、団体間の交流の促進などを通じ、市民相互、地域ぐるみの子育て支援活動を促進します。

（防犯・安全・安心）

- ・関係機関・関係団体と連携しながら、地域ぐるみの防犯活動や迷惑行為防止、子どもや女性、高齢者、障害者などが被害者となる犯罪の未然防止に向けた取り組みを推進します。

（文化芸術・スポーツ）

- ・震災復興に資する文化イベントや文化活動に対する支援を行うとともに、多くの市民が参加し、まちの賑わいにもつながる文化イベントを継続的に開催します。
- ・地域のスポーツ活動の促進を通じ、市民一人ひとりの心の復興を支え、元気を育みます。

③地域活動・市民活動の活性化に向けた環境づくり

- ・先進的な取り組みの事例や各種助成制度の情報など、地域活動や市民活動を進めるうえで役立つ情報提供や研修の機会の充実を図ります。
- ・市民センターや市民活動サポートセンターなどの活動拠点の機能の充実や連携の強化を図るとともに、まちづくりに関する専門家の派遣を行います。
- ・区役所や市民センターにおけるコーディネート機能の充実を図るなど、多様な主体間をつなぐ仕組みの充実を図ります。

（２）復興を支える担い手づくり

今回の震災では、学生等による災害ボランティアや企業の社会貢献活動、女性による生活者の視点に立った活動などがこれまで以上に大きな広がりを持って行われており、地域団体や NPO と連携しながら、避難所の運営や、仮設住宅での暮らしのサポート、各種の復興支援活動などに携わり、新たなまちづくりの担い手として活躍しています。

震災を機にこれら様々な担い手が生まれ、活動したこの機会を捉え、活動の一層の促進と新たな担い手の発掘や育成に取り組んでいきます。

①学びを通じた人づくりの推進

- ・今回の震災やこれまでの災害の歴史を踏まえ、命の大切さ、家族や多くの人々との絆、自助・共助の大切さなどを柱とした新たな防災教育を確立し展開します。
- ・学校支援地域本部などの「地域とともに歩む学校づくり」や「仙台自分づくり教育」の一層の充実を図りながら、まちづくりの将来の担い手でもある子どもたちの未来を切り開いていく力を育みます。
- ・市民センター等における生涯学習・社会教育事業について、地域課題の解決や復興まちづくりの担い手の育成に向けた取り組みの充実強化を図るとともに、学びの成果が復興まちづくりに生かされるための仕組みづくりを進めます。

②学都の資源を生かした取り組みの充実強化

- ・学都仙台コンソーシアムや各大学・短期大学等との連携を強化しながら、復興のための人材育成の取り組みや、ボランティア活動などの復興支援活動に関するワンストップのプラットフォームづくりなど、様々な取り組みを支援します。
- ・NPO における学生のインターンシップの機会づくりや学生の交流の場の設定をさらに進めるなど、「学都仙台」の持つ資源が復興まちづくりに生かされるような取り組みを推進します。

③ボランティア活動の促進

- ・今回の経験や課題を踏まえ、市民の力を震災復興や地域課題の解決につなげていくため、ボランティアセンターなどの各種機関におけるボランティアに関する情報提供や相談の一層の充実を図るほか、ボランティアのすそ野を広げるための啓発などの取り組みを進めます。
- ・市内の各大学や社会福祉協議会などの関係機関と連携しながら、ボランティアのネットワークづくりへの支援やボランティアセンターの機能強化などを進めます。

④企業の社会貢献活動の促進

- ・企業が企業市民として震災復興に大きな力を発揮することができるよう、社会貢献活動を表彰する取り組みや活動の認知度を高める取り組みを進めながら、企業の一層の意識の向上や活動の促進を図ります。
- ・地域団体や NPO との連携強化に向けた支援や、企業の社会貢献活動と被災された方々の生活再建に向けたニーズとをつなげる取り組みの充実を図ります。

(3) 新しい市民協働の推進

震災直後における物資の調達や輸送などへの対応のほか、仮設住宅における見守りの取り組みなど、NPO や企業の多様な専門性を生かした様々な取り

組みが行われています。

こうした取り組みがさらに広がりを持って行われるよう、協働事業の仕組みづくりや機会を充実することが重要です。

①復興支援活動における市民協働の推進

- ・復興まちづくりの課題に、NPO 等が持つ知恵や専門性、公益性を生かしながら、より地域の実情やニーズに即した形で取り組むため、本市と協働で事業化と実践を進める仕組みを構築します。

②協働でまちづくりを考える機会の充実

- ・市民一人ひとりや地域団体、NPO、企業、行政などの多様な主体が参画し、復興も含めた今後のまちづくりのあり方などについて、自由な雰囲気話し合い、対話する中で共通の理解や方向性を見出していく機会づくりを進めます。

③協働を進めるための指針の策定

- ・様々な主体が、今後の協働の方向性やそれぞれが担う役割について共通認識を持ちながら、復興を含む今後のまちづくりに協力して取り組むため、協働を進める考え方や方向性をまとめた指針を策定します。

4 東北の復興を牽引する「交流・活力創出」まちづくり

- ・ 農業を成長力のある産業とするため、農と食のフロンティアの構築を推進します。
- ・ 多様なエネルギー源の確保を目指し、再生可能エネルギーを中心とした発電事業等の誘致を促進するなど、次世代エネルギーの拠点づくりを進めます。
- ・ これまで以上に産学官をはじめとする地域の多様な主体との協力関係を強化し、都市の防災力強化を図るとともに、新たな産業の集積を目指します。
- ・ 商店街などによる地域課題解決に向けた取り組みへの支援を推進します。
- ・ 交流人口拡大に向けた取り組みを積極的に推進します。

(1) 農と食のフロンティア

東部農業地域は、今回の津波により大きな痛手を受けましたが、この地域の再生を図るにあたっては、単に震災前の状況に復旧させるのではなく、東北の基幹産業である農業の持つ諸課題を先導的に解決して、成長力のある産業に生まれ変わる拠点として位置づけていくことが求められます。

高い付加価値を生み出し、農業者の方々が将来に夢を持つことができ、若い担い手が集まる農業・ライフスタイルを実現しつつ、安全・安心な「新しい食」のあり方を提案していく「農と食のフロンティア」をこの地域に構築します。

①農地再生のための基盤整備と新たな土地利用

- ・ 被災した農地や農業用施設の早期の復旧に取り組みます。
- ・ 東部地域の農地については、地域の特性に応じて区画の大規模化や農道の拡幅、用水路のパイプライン化などを検討します。
- ・ 農業への新規参入が行いやすくなるよう、主要な農業設備・大型機械等の適正な利用環境の整備に努めます。
- ・ 農業用途のエネルギーの確保を持続的なものとするため、太陽光や太陽熱をはじめとする再生可能エネルギーの積極的な活用を促進します。
- ・ 農地の生産性向上に向け、区画の大規模化・1戸あたりの耕作面積の拡大や農業プラントへの転用をはじめ、農地所有と利活用の分離など、新たな土地利用のあり方を検討します。

②多様な農作物の生産体制等の構築

(米・麦・大豆等の「大規模土地利用型農業」)

- ・ 経営基盤の強化を図るため、農地の再整備と併せ、集落営農組織や農業法人などへの円滑な集約を目的とし、一定期間、農地の貸し借りや売買などの農地管理を実施する機関の創設を検討します。
- ・ 将来にわたり生産を担う主体としては、既存の組織経営体の育成・発展を支援するとともに、生産性向上や競争力強化等の観点から、必要に応じて民間企業等との連携・協働による新たな生産主体の育成を図ります。

(野菜や花などの「土地集約型農業」)

- ・意欲のある農業者の経営転換や参入希望の民間資本等を募り、野菜や花などを対象とした栽培管理型の施設整備を促進します。
- ・生産施設と一体となった加工工場や物流施設などの関連事業の集積に向けた環境整備を進め、生産者等による農産物の高付加価値化や収益力向上を支援します。

③多様な担い手の育成と先進的な生産拠点づくりの推進

- ・農地利用の斡旋・調整を積極的に進めるとともに、新規農業参入者と高度な農業生産技術を有する農業従事者とのマッチングや、農業従事者とマーケティング等のノウハウを有する専門家とのマッチングを推進するなど、将来の農業を先導し得る人材の育成を図ります。
- ・食品産業等と融合し、新しい食のあり方を提案し得る先進的農業の構築を図るため、生産施設と一体となった加工施設や物流施設等の集積に向けた環境整備を積極的に推進します。
- ・大学や研究機関・企業等と連携し、共同プロジェクトを推進することにより、農業生産や加工、商品化、販売などに関する新しいモデルを創出します。
- ・生産流通施設の集積や高効率なエネルギー設備導入等によるコスト削減に向けた取り組みを支援します。

(2) 新エネルギー関連産業の集積促進

今回の震災は、集中型電源から分散型電源や多重化電源への移行の必要性など、多くの主体が自主的にエネルギーの持続的調達に向けた方策を検討する必要性を認識させることになりましたが、このことは新たな需要の発生や、新たな産業創出につながる可能性を有しています。

エネルギー・環境分野における日本の先進性が新たな国際競争力の源泉になると考えられることから、仙台地域に集積する学術研究機関や企業等でこれまで培ってきた研究開発分野をはじめとした様々な知見を活かし、エネルギー・環境分野における先進的な地域の形成に努めます。

①エネルギー供給基地としての再生

- ・東部地域を中心に、大規模太陽光発電事業等の環境負荷の少ない再生可能エネルギー施設の立地を誘導し、地域のエネルギー需要に対応していきます。

②エネルギー・環境分野の産業集積促進

(産学官によるイノベーションへの取り組み)

- ・産学官連携を中心とした多様な主体間の連携により、地元企業の技術力向上・人材育成につなげ、多様な課題に対応するエネルギー・環境技術やソリューションの開発を促進するとともに、仙台地域における産業振興・雇用拡大を図ります。
- ・技術開発にとどまらず、市民・企業が一体となり、「杜の都」にふさわしい省エネルギー・環境配慮型ライフスタイルを仙台から発信していくことまでを見据えたイノベーションの実現を目指します。

(研究実証への取り組み)

- ・本市の強みである大学の技術力や知見に加え、競争的資金等の活用などにより、事業地区を研究実証フィールドとして提供し、本市をエネルギー・環境技術に関する研究・開発・実証・事業化を一貫して行える「研究実証都市」として世界に発信します。
- ・地域企業が開発したエネルギー・環境技術が仙台において試験的に導入しやすくなるよう、規制緩和や特区認定等を国に要請します。

(3) 防災産業都市の構築促進

本市は震災により大きな痛手を被りましたが、その経験は防災面での技術開発や、生活支援をはじめとするソフト面などで新しいビジネスが創出される素地ともなるものです。

本市の産業の基礎的な防災力を高めるとともに、新たな防災産業の育成・誘致を図り、防災産業クラスターの構築を目指します。

①防災力の強化による企業集積

- ・自立的なエネルギー需給を可能とする商業街区や工業街区の形成を目指すとともに、エネルギー供給の多系統化を推進することなどにより、災害時においても都市機能を維持できるまちづくりを進めます。
- ・本市の防災まちづくりの取り組みを生かし、サプライチェーンの中核となり、かつ事業継続性を強く求められる企業・研究機関・コールセンター等を積極的に誘致します。

②「防災産業」の集積の促進

- ・本市では、建築技術やロボット技術・情報通信技術等について学術研究機関に技術的集積がなされていることから、これらの領域について産学官連携のもと、他地域に対する優位性を確立し、新たな防災産業の集積を図ります。
- ・平時から自助・共助の取り組みを支援するビジネスや災害後における市民生活の質や健康の確保を図るサービスを担うビジネスの創出・育成を図ります。

(4) 地域における多様なビジネス、商店街等に対する支援

今回の震災においては、従来から構築してきた支え合いのシステムの不十分さを補う個人や組織が多く活躍しました。

この震災を契機に市民・消費者の地域コミュニティに対する関心が高まっており、地域における商店街等の拠点機能強化が求められています。

地域における支え合いの仕組みづくりに向けた取り組みを通じて、新たなビジネス機会を創出するとともに、地域商店街等がその中で積極的な役割を担うことにより、商店街自体の活性化を図ります。

①商店街の社会的機能の強化

- ・今回の震災に際して地域商店街が発揮した地域防災上の機能に鑑み、災害

時にも持続的に営業等の活動が可能となるよう、自家発電装置や蓄電装置等の設置を促進します。

- ・ 平時からの情報伝達に加え、災害時に帰宅困難者や買い物困難者への情報提供も可能となるよう、店舗情報等の発信に関する個々の店舗や商店街の取り組みを支援します。
- ・ 商店街が町内会や行政機関など多様な主体と連携し、平時においては情報連携や地域における諸課題へのケアを、非常時においては物資配給等を含めた対応が可能となるような仕組みづくりを検討します。

②コミュニティビジネス

- ・ 商店街等が NPO など地域団体と協力して展開するコミュニティビジネスに必要な情報等を提供するとともに、ソフト面での支援を行います。

(5) 新たな観光交流戦略の構築

本市のみならず、東北全体で国内外からの観光客が大きく減少している中で、仙台・東北の観光客の回復に向け、本市が牽引役となって東北の力を結集する取り組みが求められています。

被災地の復興を願い、応援したいという暖かい眼差しも注がれていることから、東北が一体となった運動を展開し、仙台・東北が力強く復興していく姿を積極的に示し、交流人口の拡大を目指します。

①交流人口回復に向けた緊急対応

- ・ 震災で被害を受けた観光施設等について、集客効果等の点で優先度の高いものから早期の復旧に取り組むとともに、観光資源としての魅力向上も図ります。
- ・ 緊急的な対応として仙台空港の着陸料等無料化や、海外から仙台・東北を訪れる場合のビザの発行要件の緩和ならびに査証料の免除等を国に要望するなど、交流人口の早期回復に向けた取り組みを推進します。
- ・ 秋保温泉・作並温泉等の魅力向上や、松島や世界遺産登録が決定した平泉など、優れた資産を有する地域との連携強化を図ること等により、観光宿泊客の回復・増加を目指します。

②復興の姿と感謝の思いを伝え交流につなげる取り組み

- ・ 復興状況を国内外に効果的に発信するため、メールやホームページ、ウェブ動画などを活用した視覚的できめ細かな情報発信に取り組めます。
- ・ 復興支援に対する感謝を伝え、交流へとつなげるため、伊達武将隊による全国キャラバンを展開します。
- ・ 海外の旅行会社や一般消費者などに復興状況や安全性に関する情報を発信する取り組みを強化し、外国人観光客の早期回復を図ります。
- ・ 国内外に震災と復興の経験を伝え、交流の深化・拡大に活かしていきます。
- ・ 甚大な津波被害のあった海岸公園の整備・再生により、本市の復興の姿を広く伝えるとともに、人々の交流の創出を図ります。

③仙台との絆を感じる旅づくりと思いを伝えるプロモーション

- ・ボランティア、イベント参加、創作活動など、旅行者に貴重な体験が可能となるプログラムの生成を促進し、心に残る体験型旅行プランの企画・発信を進めます。
- ・仙台・東北に魅力を感じ、支援したいと国内外から訪れた観光客の思いに応えられるよう、ホテル・旅館、飲食店等関連産業や街角案内所などの的確で心のこもったサービスの充実を図ります。
- ・様々なきめ細かい取り組みを効果的に進めるため、観光交流を支えるボランティアやプロフェッショナルの育成を進めるとともに、市民・事業者や留学生などによる多様な思いのこもった観光情報の発信や仙台を訪れてほしいという思いを伝える活動を促進します。
- ・個人旅行者などのきめ細かく多様なニーズにも応えられるよう、旅行者向け情報サイトやコンテンツの充実を図るとともに、多様な資源や手段を生かしながら、東北域内・国内・海外それぞれの特性に合った戦略的・効果的なプロモーション活動を推進します。

④東北一体となった観光復興の要となる取り組み

- ・東北の力を結集した「東北六魂祭」や仙台市民 100 万人の願いが込められる「仙台七夕」など、仙台・東北らしいイベントを積極的に開催することで、仙台・東北の復興の姿や観光資源の魅力を積極的にアピールします。
- ・平成 25 年度にはデスティネーション・キャンペーン（DC）を、平成 26 年度にはポスト DC を展開し、世界遺産・平泉をはじめとする仙台・東北の新たな魅力を活かした誘客を図ります。
- ・これまで以上に効果的な広域連携を進め、魅力ある連携イベントや広域型旅行プランの企画・実施を推進するとともに、津波被害を受けた東北の農業・漁業の再生の取り組みと連携し、観光資源としての東北の「食」の復活を図ります。
- ・仙台に本拠地を置くプロスポーツチームの振興を図り、多くの市民が地元チームを応援する一体感を醸成することで、まちの復興を支える推進力とします。
- ・国内最高峰を目指す仙台国際ハーフマラソン大会や、仙台国際音楽コンクールなど、大規模で国際的な文化芸術・スポーツイベントを開催することで、仙台のまち全体の賑わいを創出するとともに、仙台の復興を国内外に広く発信します。

⑤コンベンションの積極的誘致と新たな都市イメージの構築

- ・様々な国際会議など、コンベンションの誘致を進め、国内外に仙台・東北の復興の姿を的確に情報発信することにより、自粛ムードや風評被害の払拭を図り、観光関連産業への直接的な経済効果の波及を図ります。
- ・誘致したコンベンションの機会を活用して、仙台・東北の観光や物産の魅力をアピールし、さらなる経済効果の創出を図ります。
- ・平成 27 年（2015 年）の国連防災世界会議など、復興した仙台の姿をアピールできるコンベンションを誘致します。
- ・コンベンションの誘致による直接的な経済効果だけでなく、関連産業の振興や交流の創出による間接的な経済効果の波及を図ります。また、より規

模の大きな会議などの誘致にも対応できるように、コンベンション機能の強化に努めます。

~~・コンベンション機能強化や復興のシンボルづくりなどについて検討を進めます。~~

V 復興計画の推進

- ・震災からの復興に向け、国、自治体、市民、地域、NPO、大学、企業など、様々な主体が一体となって知恵と力を結集する体制の構築に努めます。
- ・復興を円滑に進めるため、必要となる財政基盤の充実に努めます。
- ・実施計画による計画的な推進により、復興の実行性の確保に努めます。

(1) 「絆」と「協働」による柔軟で創造的な推進

- ・市長をトップとする全庁的な震災復興推進本部会議のもとに、他都市や民間企業、各分野の専門家などの助力も得ながら、各種取り組みの進捗に応じた柔軟な組織・人員体制を構築し、膨大な復旧・復興業務に迅速かつ適切に対応していきます。
- ・仙台・東北の復興の姿などを発信できるような仕組みをつくり、幅広い市民との協働により推進するとともに、復興プロジェクトに学都の知的資源や民間のノウハウ・資金などを導入できる具体的な仕組みづくりを進めます。
- ・企業・大学・NPO 等が、知恵と力を生かして主体的に復興事業を実施することができるよう、官民連携（PPP）や PFI 等の手法を活用した連携・協力の取り組みを進めます。
- ・地域における自助・共助や協働・連携の取り組み、地域を越えて文化・芸術や保健・福祉など多様な分野で支援するボランティア活動など、多様な主体による絆と協働を基調とした取り組みを推進します。
- ・これら復興の推進にあたっては、男女共同参画の視点を取り入れるなど、高齢者や子ども、女性、障害者、外国人など多様な市民の意見が反映されるよう配慮するとともに、これら多様な市民が復興の担い手として力を発揮できるよう支援します。

(2) 各主体の果たすべき役割

- ・行政のみならず、市民、地域、NPO、企業など、すべての主体が復興の当事者であることを意識し、各々が果たすべき役割を明確にしながら、自立と協働による復興を推進します。
- ・市民一人ひとりは、それぞれの地域のコミュニティとともに復興の当事者であるとの意識を持ち、自分たちや将来の市民が安全で安心に暮らすことのできるよう、復興まちづくりに主体的に関わることが求められます。
- ・NPO は、今後の復興において、従来の行政や企業が担うことが難しい分野における新たな公共の担い手としての活躍が期待されます。
- ・企業は、直接的な企業活動を通じて復興に取り組むことはもとより、社会貢献活動などを通じた復興への支援が期待されます。
- ・行政は、これらの各主体が、復興に一致協力して取り組むことができるよう、対話と協働のための体制づくりに取り組みます。

(3) 持続可能な財政運営と整合する計画の推進

- ・復興計画に掲げた事業について、国・県の支援の動向を踏まえた財政規模

等を見極め、事業実施による財政への影響を適切に把握・管理しながら、財政面での展望を見据えた実効性のある計画の推進を図ります。

- ・ 本市独自の復興基金を創設するとともに、国・県補助金・交付金・基金等の効果的な活用により、復興事業を適切に推進しつつ本市負担を極力抑制するほか、民間等の資金・物資・人材等の支援・協働による事業展開を促進します。
- ・ 国・県による復興支援の充実強化や、国・県が責任をもって直接対応すべき復興事業の推進を求めるとともに、歳出削減・歳入向上につながる行財政改革や復旧・復興に伴う市債管理を徹底し、持続可能な財政運営と整合する復興計画の推進を図ります。

（４）復興特区の活用

- ・ 被災地の復旧・復興にあたっては、東部地域における防災性の高い安全なまちづくりに向けた土地利用再編手続きの一元化、迅速化、簡素化のため、また、港地区における被災企業の復旧支援や新たな成長産業の集積促進、地域経済活性化による復興促進のため、国の復興特区制度を活用した規制緩和や税制等の特例措置の実現を目指します。

（５）実施計画による計画的な推進

- ・ 復興計画の目標を着実に実現していくため、基本計画や復興計画のアクションプログラムとなる実施計画の中で、復興に向けて取り組む具体の施策やスケジュール等を明らかにし、計画的に推進します。
- ・ 復興計画の実効性を確保するため、実施計画における毎年度の目標管理や市民協働による評価・点検に取り組みます。

用 語 解 説

ア行

アーカイブ

元来は古文書や公文書、公文書館といった意味だが、様々な記録や資料などをまとめて保存することや、そういった資料群、さらには資料を保管する場所のことをいう。

IC 乗車券

IC（集積回路）を利用した乗車券のこと。磁気カード等に比べ大きな情報処理能力を有しており、残額の追加ができたり、触れるだけで運賃の支払いができたりするなど、高い利便性を持っている。

居久根（いぐね）

屋敷林と同じ意味で、屋敷の周りを囲む樹林のことをいう。樹種はスギ、ケヤキ、クリ、ハンノキなどさまざまで、冬の北西風や吹雪を防ぐのに役立っている。かつては、建築材・燃料・食料の調達など、生活に深いかかわりを持ち、屋敷の目隠しの役割も果たしていた。

イノベーション

技術革新という意味合いのほか、生産性や経営の効率性の向上、研究開発成果の事業化、市場の開拓など、新しい価値を生み出すことを示す概念。

インターンシップ

企業などにおける見習いや研修のこと。本市においては、大学生や高校生が在学中に自らの学習内容や将来の進路などに関連した就業体験を行うことを指す。

エネルギーマネジメントシステム

エネルギー利用の効率向上に特化したマネジメントシステムのこと。2011年6月15日に『ISO50001』として発行された。

塩害

台風、高潮、津波などによる農地の冠水などにより、土壌中や空中の塩分によっ

て、農地や施設などが被害を受けること。東日本大震災では、市内東部地域の約1,800haの農地が津波により浸水し被災している。

応急給水栓

災害時などに臨時の給水装置（蛇口）を取り付け、応急給水することができるよう、水道管の一部を改良して設置した栓。

力行

海岸防災林

暴風、飛砂、潮風、高潮、濃霧などによる沿岸の災害を防止し、生活環境の改善に役立っている海岸林の総称。

学都仙台コンソーシアム

平成18年9月に設立した産学官の連携組織。本市を中心に集積している高等教育機関相互の充実・発展を図るとともに、その知的資源を活用して、市民生活の質の向上と地域の発展、「学都仙台」のブランド力向上を図ることなどを目的としている。高等教育機関の間での科目の履修における単位互換の推進のほか、サテライトキャンパスでの市民公開講座開催による生涯学習の場の提供などにより、高等教育機関と市民・企業の交流を広げている。

学校支援地域本部

小中学校を支援すると同時に地域の教育力を向上するため、地域の窓口役となる地域コーディネーターが中核となり、ボランティアとして学校教育活動を支援する保護者や地域との連絡調整を行う仕組み。

借上げ民間賃貸住宅

被災された方が借上げた民間賃貸住宅を仮設住宅としてみなしているもの。仙台市内にある仮設住宅の8割以上がこの形式となっている。

機能集約型都市

「住む」「集まる」「商う（働く）」などの都市機能を都心や拠点、鉄道沿線などに備えるとともに、環境にやさしい公共交通を中心としたまとまりのある市街地からなる都市構造。

緊急消防援助隊

大規模災害や特殊な災害が発生し、被災地の消防機関だけでは対処できない場合に、全国の消防機関による応援を速やかに実施するため、阪神・淡路大震災を教訓に平成7年度に創設されたもの。

緊急輸送道路

大規模な災害が起きた場合において、避難・救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧など広域的な応急対策活動を行うために重要な路線として位置づけられた道路。

クラスター

群れ、集団、ぶどうの房（ふさ）などの意味。「産業クラスター」という場合、特定の産業分野について、製造・販売などの関連企業や、大学等の研究開発機能、金融などの産業支援機能が集中して立地し、それらが有機的に結びついて、競争力のある産業群が形成されている状態を指す。情報産業における米国シリコンバレーが典型的な例。

コージェネレーション

「Co（共同、共通）」と「Generation（発生）」からなる用語で、1種類の一次エネルギー（天然ガス、石油、石炭等）から、電気や熱などの2種類以上の利用可能なエネルギーを取り出すことをいう。発電の際に発生する排熱を利用して給湯や冷暖房に生かすなど、エネルギーを効率的に運用できる。

コミュニティビジネス

介護、子育て、まちづくりなどの地域に

密着したさまざまな課題をビジネス的な手法で解決していこうとする活動。

コンベンション

国内外の人たちが集まる大会、会議、式典、見本市、イベントなどの催しのことで、開催地域等に経済波及効果を及ぼすことが期待される。

サ行

災害拠点病院

被災地の医療の確保、被災地への医療支援等を行う医療機関として、24時間対応可能な緊急体制や重篤な救急患者に対応できる高度の診療機能、患者の広域搬送のためのヘリポート等を備えた病院で、都道府県が指定する。仙台市では7箇所の病院が指定されている。

災害復旧関連事業

大規模盛土造成地滑動崩落防止事業や災害関連地域防災がけ崩れ対策事業など、被災宅地の復旧に関する事業の総称。

再生可能エネルギー

自然界から取り出すことができ、一度利用しても比較的短期間に再生が可能なエネルギー資源のことで、水力、太陽光、太陽熱、風力、地熱、波力などがある。

サプライチェーン

製造した商品が、消費者に届くまでの一連の工程（プロセス）のこと。

市街化区域・市街化調整区域

無秩序な市街化を防止し、計画的に市街化を図るために指定する区域。

市街化区域は、市街化を促進する区域で、既成市街地と概ね10年以内に計画的に市街化を図るべき区域に指定する。市街化調整区域は、市街化を抑制するため定める区域。

事業継続計画（BCP）

企業が自然災害などの緊急事態に遭遇した場合に、事業資産の損害を最小限に留めつつ、事業の継続や早期復旧を可能とするため、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画。

次世代電力計（スマートメーター）

通信機能や端末機器等の管理機能を持つ高機能型のメーターを含んだシステムの総称。

指定避難所

避難するための広場と避難者を収容する施設の両面の機能を有する避難所として、小学校区を単位に 1 箇所以上確保するものであり、市立の小中高等学校を指定している。

集落・集団営農

地域等で、生産者の役割や仕事を分担し、農作業の共同化や農業機械・施設の共同利用などにより、農業所得の向上をめざす農業経営の仕組み。

除塩

土壌中に含まれている塩分について、土壌改良剤を投入して水を浸透させ溶かし出すなど、取り除く作業のことをいう。

スマートグリッド

情報通信技術によって電力供給者と消費者を結びつけることで従来の集中型電力供給システムの課題を解決することをめざす、次世代送配電システムのこと。

世界遺産

1972 年のユネスコ総会で採択された「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（世界遺産条約）に基づいて世界遺産リストに登録された、遺跡、景観、自然など、人類が共有すべき「顕著な普遍的価値」をもつ物件のこと。

仙台国際音楽コンクール

仙台市が開府四百年を記念して 2001 年に創設し、3 年毎に行うコンクール。コンチェルト（協奏曲）を課題曲の中心に据えるという特色を持ち、ヴァイオリン部門とピアノ部門から構成されている。2005 年 5 月には国際音楽コンクール世界連盟にも加盟し、世界的な音楽コンクールとしての地位を確立している。

夕行

大規模土地利用型農業

米や麦、大豆など、広い農地を活用して行う農業。

伊達武将隊

伊達政宗や片倉小十郎、支倉常長など宮城ゆかりの武将に扮して仙台・宮城の観光を PR するおもてなし集団のこと。

地域包括ケアシステム

地域住民に対し、保健サービス（健康づくり）、医療サービス及び在宅ケア、リハビリテーション等の介護を含む福祉サービスを、関係者が連携、協力して、地域住民のニーズに応じて一体的、体系的に提供する仕組み。

地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、介護や医療、健康づくりなど、さまざまな面から支援を行う高齢者の総合相談窓口。介護予防サービスの紹介や関係機関との調整、虐待防止などの権利擁護活動を行う。

津波情報伝達システム

防災行政用無線を活用し、津波予報や避難情報などを沿岸部に設置した屋外拡声装置からサイレンや音声により一斉に伝達するもの。住宅内での受信が可能な戸別受信機の貸与も行っている。

貞山運河

塩釜から阿武隈川河口にかけて掘られた運河で、江戸時代初期・中期・明治時代の3時期の区間からなる。江戸時代には、仙台藩南方および北方の穀倉地帯からの年貢米の運送などが行われた。名称は、伊達政宗の法名からとられ、明治時代に完成したときに命名された。

デスティネーション・キャンペーン (DC)
JR グループ旅客 6 社と指定された自治体、地元の観光事業者等が協働で実施する大型観光キャンペーンのこと。

土地区画整理事業

公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために、土地の再配置を行い、道路・公園等の公共施設を適正に配置して、一定の区域を面的に整備する事業。

土地集約型農業

耕作放棄地を含む多くの農地を集約することで、効率的な大量生産を可能とする農業のこと。

ナ行

菜の花プロジェクト

土壌中の放射性物質を“菜の花”で吸収して耕地に再生、さらに、“菜の花”からBDF(バイオディーゼル油)、BG(バイオガス)を生み出すエネルギー自給型農地再生プロジェクトの総称。

新潟県中越地震

平成 16 年 (2004 年) 10 月 23 日に北魚沼郡川口町 (現長岡市) で最大震度 7 を観測した地震で、近年では宅地被害が最も大きく、1,118 宅地が被害を受けた。

燃料電池

水素と酸素の化学的な結合反応によって生じるエネルギーにより電力を発生させる装置のこと。

農業プラント

内部環境をコントロールした閉鎖的または半閉鎖的な空間で植物を計画的に生産するシステム。

ハ行

配水ブロック

十分な水量と適正な水圧を確保するため、需要量や地形などを考慮し、配水区域を分割したもので、災害時には被害の把握や断水範囲の最小化などのメリットがある。平成 22 年度末で 123 ブロックに分割されている。

PTSD (心的外傷後ストレス障害)

危うく死ぬまたは重症を負うような出来事の後にかかる、心に加えられた衝撃的な傷が元となる、様々なストレス障害を引き起こす疾患のこと。

PFI (ピーエフアイ)

Private Finance Initiative の略。これまで公的部門によって行われてきた社会資本の整備・運営等を、民間の経営ノウハウや資金、技術力を活用して行う新しい社会資本整備の手法。仙台市においても、新天文台整備・運営事業などに導入されている。

PPP (ピーピーピー)

Public Private Partnership (官民の協力と連携の意) の略。公共サービスの提供において、何らかの形で民間が参画する手法を幅広くとらえた概念で、PFI 手法のほかに、民営化やアウトソーシングなどの手法が含まれる。

東日本大震災からの復興の基本方針

東日本大震災復興基本法 (平成 23 年法律第 76 号) 第 3 条等に基づき、国による復興のための取組みの全体像を明らかにするとともに、被災した地方公共団体による復興計画等の作成に資するために策定された基本方針。

復興公営住宅

災害により住宅を失い、自力では住宅の確保が難しい低所得世帯の方が、低廉な家賃で入居できる公営住宅。なお、公営住宅法上の呼び名は災害公営住宅。

プラグイン・ハイブリッド車

家庭用電源が利用可能な充電装置を付加したハイブリッド自動車のこと。

プレハブ応急仮設住宅

プレハブ式の応急仮設住宅のことで、仙台市内には19箇所、約1,500戸分が整備されている。

プロモーション

販売促進、宣伝。ここでは東北への集客促進のための宣伝、広報など一連の取り組みを指す。

冒険広場

仙台市海岸公園の施設地区のひとつの名称で、自分の責任で自由に遊ぶことを目的とした冒険遊び場、大型遊具広場、幼児遊具広場、デイキャンプ場があったが、津波により被災した。

防災ブロック

災害発生時に被害が著しい区域のみ供給停止し、被害が少ない地域には供給が継続できるよう、供給区域を11のブロックに分割したものを単位ブロックという。供給停止の際は、さらに約3,000戸単位の復旧ブロックを作り、順次供給を再開する。これら単位ブロックや復旧ブロックを総称して「防災ブロック」という。

防潮堤

高潮や津波などにより、海水が陸へ侵入するのを防ぐための堤防などの構造物。

防波堤

港湾内部の海面の静穏を保つために、外洋からの波を防ぐための堤防などの構造物。

物。

ボランティアセンター

社会福祉協議会が設置しており、ボランティア活動を「やりたい人」と「必要としている人」をつなぐことを活動の柱としている。

マ行

モビリティマネジメント

一人ひとりのモビリティ（移動）が個人的にも社会的にも望ましい方向へ自発的に変化することを促す、コミュニケーション施策を中心とした取り組み。

ラ行

ライフライン

都市機能を維持し、日常生活を送る上で必要なエネルギー、交通、通信、上下水道などの施設・設備等。

資料編 (案)

目 次

1	地震概要	1
2	被害状況	
	(1) 人的被害	2
	(2) 火災	3
	(3) 建物被害	3
	(4) 宅地被害	3
	(5) ライフライン	4
	(6) 市有施設	6
	(7) 被害額	11
3	対応状況	
	(1) 災害対策本部	12
	(2) 避難指示・勧告等	12
	(3) 消防活動	13
	(4) 応急危険度判定等	13
	(5) 応急給水活動	13
	(6) 避難所	14
	(7) 応急仮設住宅	15
	(8) 震災廃棄物の処理	16
	(9) 損壊家屋等の解体撤去	16
	(10) 福島第一原子力発電所事故対応関連	16
4	被災者支援等	
	(1) 被災者相談窓口等	18
	(2) 被災者支援・情報提供等	18
	(3) 各種支援制度	19
5	ボランティアセンター等	21
6	他都市等からの支援	
	(1) 協定等に基づく派遣	22
	(2) 全国市長会要望・自治法に基づく派遣	24
7	国等への要望	25

1 地震概要

■平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震

項目	内容
地震名	平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震
発生日時	平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分頃
震央地名	三陸沖（北緯 38.1 度、東経 142.9 度）
震源の深さ	約 24 km
規模	マグニチュード 9.0（ M_w =モーメントマグニチュード）
市内の震度	震度 6 強：宮城野区 震度 6 弱：青葉区、若林区、泉区 震度 5 強：太白区
津波	3 月 11 日 14:49 太平洋沿岸に大津波警報発表 3 月 12 日 20:20 大津波警報から津波警報へ切り替え 3 月 13 日 7:30 津波警報から津波注意報へ切り替え 3 月 13 日 17:58 津波注意報を解除 ※津波の高さ（仙台港）：7.2m（推定値）

（気象庁発表）

■最大余震

項目	内容
発生日時	平成 23 年 4 月 7 日 23 時 32 分頃
震央地名	宮城県沖（北緯 38.2 度、東経 142.0 度）
震源の深さ	約 66 km
規模	マグニチュード 7.1（推定値）
市内の震度	震度 6 強：宮城野区 震度 6 弱：青葉区、若林区 震度 5 強：泉区 震度 5 弱：太白区
津波	4 月 7 日 23:34 宮城県に津波警報発表 4 月 8 日 0:55 津波警報解除

（気象庁発表）

（参考）

余震の状況 （H23.10.26 まで）	M7.0 以上 6 回 M6.0 以上 96 回 M5.0 以上 581 回
-------------------------	--

2 被害状況

(1) 人的被害 (10月26日現在)

項目	内容										
死者	704 名 ※仙台市住所登録者以外の方を含みます。(90 名) ※3 月 11 日の地震及び 4 月 7 日の余震による直接的な原因で亡くなられた方のほか、避難所で亡くなられた方など災害関連死の可能性のある方のうち、地震から概ね 1 月以内に亡くなられた方を含みます。(51 名) なお、災害関連死については認定を待つ必要があり、今後、数値は変動します。 ※本市独自の集計のため、警察発表の数値と異なる場合があります。 ※市内で発見された身元不明のご遺体のうち、本市で引取したご遺体数を含みます。 ※市外で被災し死亡が確認された仙台市住所登録者は含みません。(164 名) ■男女別 <table><tr><td>男性</td><td>399 名</td><td>女性</td><td>305 名</td></tr></table> ■原因別 ※災害関連死の可能性のある方は除いています。 <table><tr><td>津波(溺死)</td><td>96.0%</td></tr><tr><td>その他・不詳</td><td>1.1%</td></tr><tr><td>圧死・損壊死など</td><td>2.9%</td></tr></table>	男性	399 名	女性	305 名	津波(溺死)	96.0%	その他・不詳	1.1%	圧死・損壊死など	2.9%
男性	399 名	女性	305 名								
津波(溺死)	96.0%										
その他・不詳	1.1%										
圧死・損壊死など	2.9%										
行方不明者	26 名（男性 10 名、女性 16 名）										
負傷者	重傷：275 名（うち 4/7 余震：6 名） 軽傷：2,003 名（うち 4/7 余震：65 名、7/25 余震：2 名、7/31 余震：1 名、8/19 余震：1 名）										

(2) 火災

■発生件数

(単位：件)

青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	全市
11 (1)	25 (2)	0	1	2	39 (3)

※ 原因別では、39 件のうち、地震に起因するものが 17 件、津波に起因するものが 22 件です。

※ () 内は 4/7 余震に起因するものです。

■発生状況 (4/7 余震に起因する 3 件を含む)



(3) 建物被害 (10 月 23 日現在)

■建物被害件数

(単位：件)

区・総合支所	被害程度区分内訳			
	全 壊	大規模半壊	半 壊	一部損壊
青葉区	2,361	3,479	13,480	24,616
(うち宮城総合支所)	(399)	(139)	(1,481)	(5,099)
宮城野区	8,406	3,421	8,502	24,363
若林区	6,822	6,677	12,162	12,442
太白区	3,840	4,227	11,697	19,960
(うち秋保総合支所)	(1)	(1)	(41)	(246)
泉区	4,939	3,192	10,969	21,849
合 計	26,368	20,996	56,810	103,230

(4) 宅地被害 (8 月 19 日現在)

■宅地被害数

(単位：宅地)

区	被災宅地数	被害程度区分内訳		
		地盤のみ	擁壁のみ	地盤＋擁壁
青葉区	1,290	530	306	454
太白区	1,365	934	99	332
宮城野区	484	219	95	170
泉区	892	450	144	298
合計	4,031	2,133	644	1,254

(5) ライフライン

種別	被害状況等																																																																												
電気	停電 138 万戸（宮城県） 仙台市災害対策本部は 3/12 復旧、市内順次復旧 6/18 県内復旧（仙台市内はおおむね 5/10 復旧）																																																																												
都市ガス	ガス局港工場が津波により被災、全供給停止 358,781 戸 3/25 閉栓作業終了、復旧作業及び新潟からのパイプラインによる代替措置 4/16 全面復旧（津波被災地等除く） ■復旧対象戸数の推移 (復旧対象戸数:千戸) <table border="1"> <thead> <tr> <th>日付</th> <th>復旧対象戸数(千戸)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>3/11</td><td></td></tr> <tr><td>3/12</td><td></td></tr> <tr><td>3/13</td><td></td></tr> <tr><td>3/14</td><td></td></tr> <tr><td>3/15</td><td></td></tr> <tr><td>3/16</td><td></td></tr> <tr><td>3/17</td><td></td></tr> <tr><td>3/18</td><td></td></tr> <tr><td>3/19</td><td></td></tr> <tr><td>3/20</td><td></td></tr> <tr><td>3/21</td><td></td></tr> <tr><td>3/22</td><td></td></tr> <tr><td>3/23</td><td>311</td></tr> <tr><td>3/24</td><td>310</td></tr> <tr><td>3/25</td><td>308</td></tr> <tr><td>3/26</td><td>305</td></tr> <tr><td>3/27</td><td>295</td></tr> <tr><td>3/28</td><td>285</td></tr> <tr><td>3/29</td><td>275</td></tr> <tr><td>3/30</td><td>255</td></tr> <tr><td>3/31</td><td>235</td></tr> <tr><td>4/1</td><td>215</td></tr> <tr><td>4/2</td><td>205</td></tr> <tr><td>4/3</td><td>195</td></tr> <tr><td>4/4</td><td>185</td></tr> <tr><td>4/5</td><td>175</td></tr> <tr><td>4/6</td><td>155</td></tr> <tr><td>4/7</td><td>140</td></tr> <tr><td>4/8</td><td>135</td></tr> <tr><td>4/9</td><td>125</td></tr> <tr><td>4/10</td><td>105</td></tr> <tr><td>4/11</td><td>85</td></tr> <tr><td>4/12</td><td>70</td></tr> <tr><td>4/13</td><td>55</td></tr> <tr><td>4/14</td><td>40</td></tr> <tr><td>4/15</td><td>25</td></tr> <tr><td>4/16</td><td>0</td></tr> </tbody> </table>	日付	復旧対象戸数(千戸)	3/11		3/12		3/13		3/14		3/15		3/16		3/17		3/18		3/19		3/20		3/21		3/22		3/23	311	3/24	310	3/25	308	3/26	305	3/27	295	3/28	285	3/29	275	3/30	255	3/31	235	4/1	215	4/2	205	4/3	195	4/4	185	4/5	175	4/6	155	4/7	140	4/8	135	4/9	125	4/10	105	4/11	85	4/12	70	4/13	55	4/14	40	4/15	25	4/16	0
日付	復旧対象戸数(千戸)																																																																												
3/11																																																																													
3/12																																																																													
3/13																																																																													
3/14																																																																													
3/15																																																																													
3/16																																																																													
3/17																																																																													
3/18																																																																													
3/19																																																																													
3/20																																																																													
3/21																																																																													
3/22																																																																													
3/23	311																																																																												
3/24	310																																																																												
3/25	308																																																																												
3/26	305																																																																												
3/27	295																																																																												
3/28	285																																																																												
3/29	275																																																																												
3/30	255																																																																												
3/31	235																																																																												
4/1	215																																																																												
4/2	205																																																																												
4/3	195																																																																												
4/4	185																																																																												
4/5	175																																																																												
4/6	155																																																																												
4/7	140																																																																												
4/8	135																																																																												
4/9	125																																																																												
4/10	105																																																																												
4/11	85																																																																												
4/12	70																																																																												
4/13	55																																																																												
4/14	40																																																																												
4/15	25																																																																												
4/16	0																																																																												
水道	管路被害等により、市内各地で断水・減水 断水約 23 万戸（断水人口 約 50 万人、断水率 50%） 3/29 全面復旧（津波被災地等除く） ■断水戸数の推移 (断水戸数:千戸) <table border="1"> <thead> <tr> <th>日付</th> <th>断水戸数(千戸)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>3/11</td><td>190</td></tr> <tr><td>3/12</td><td>225</td></tr> <tr><td>3/13</td><td>230</td></tr> <tr><td>3/14</td><td>230</td></tr> <tr><td>3/15</td><td>225</td></tr> <tr><td>3/16</td><td>175</td></tr> <tr><td>3/17</td><td>165</td></tr> <tr><td>3/18</td><td>155</td></tr> <tr><td>3/19</td><td>145</td></tr> <tr><td>3/20</td><td>135</td></tr> <tr><td>3/21</td><td>125</td></tr> <tr><td>3/22</td><td>75</td></tr> <tr><td>3/23</td><td>60</td></tr> <tr><td>3/24</td><td>55</td></tr> <tr><td>3/25</td><td>55</td></tr> <tr><td>3/26</td><td>30</td></tr> <tr><td>3/27</td><td>10</td></tr> <tr><td>3/28</td><td>5</td></tr> <tr><td>3/29</td><td>5</td></tr> <tr><td>3/30</td><td>5</td></tr> <tr><td>3/31</td><td>5</td></tr> <tr><td>4/1</td><td>5</td></tr> <tr><td>4/2</td><td>5</td></tr> <tr><td>4/3</td><td>5</td></tr> <tr><td>4/4</td><td>5</td></tr> <tr><td>4/5</td><td>5</td></tr> <tr><td>4/6</td><td>5</td></tr> <tr><td>4/7</td><td>10</td></tr> <tr><td>4/8</td><td>35</td></tr> <tr><td>4/9</td><td>25</td></tr> <tr><td>4/10</td><td>10</td></tr> <tr><td>4/11</td><td>5</td></tr> </tbody> </table>	日付	断水戸数(千戸)	3/11	190	3/12	225	3/13	230	3/14	230	3/15	225	3/16	175	3/17	165	3/18	155	3/19	145	3/20	135	3/21	125	3/22	75	3/23	60	3/24	55	3/25	55	3/26	30	3/27	10	3/28	5	3/29	5	3/30	5	3/31	5	4/1	5	4/2	5	4/3	5	4/4	5	4/5	5	4/6	5	4/7	10	4/8	35	4/9	25	4/10	10	4/11	5										
日付	断水戸数(千戸)																																																																												
3/11	190																																																																												
3/12	225																																																																												
3/13	230																																																																												
3/14	230																																																																												
3/15	225																																																																												
3/16	175																																																																												
3/17	165																																																																												
3/18	155																																																																												
3/19	145																																																																												
3/20	135																																																																												
3/21	125																																																																												
3/22	75																																																																												
3/23	60																																																																												
3/24	55																																																																												
3/25	55																																																																												
3/26	30																																																																												
3/27	10																																																																												
3/28	5																																																																												
3/29	5																																																																												
3/30	5																																																																												
3/31	5																																																																												
4/1	5																																																																												
4/2	5																																																																												
4/3	5																																																																												
4/4	5																																																																												
4/5	5																																																																												
4/6	5																																																																												
4/7	10																																																																												
4/8	35																																																																												
4/9	25																																																																												
4/10	10																																																																												
4/11	5																																																																												

種別	被害状況等																										
下水道	・ 南蒲生浄化センター：津波被害で機能停止，簡易処理にて対応 4/18 脱水汚泥処理の開始 ・ 上谷刈浄化センター：地震被害で四分の一が機能停止，仮復旧で対応 ・ 小在家クリーンセンター他7 農業集落排水施設：津波被害で機能停止，一部施設仮復旧																										
通信	国内の最大通信規制値 固定通信 輻輳状況 ■各社で、固定電話について、最大80%～90%の規制を実施。 <最大発信規制値> <table><tr><th>会社</th><th>最大発信規制値 (%)</th></tr><tr><td>NTT東</td><td>90%</td></tr><tr><td>KDDI</td><td>90%</td></tr><tr><td>ソフトバンクテレコム</td><td>80%</td></tr></table> 移動通信 輻輳状況 ■各社で、音声では、最大70%～95%の規制を実施(※)。 ■他方、パケットの規制は、非規制又は音声に比べ低い割合。 <最大発信規制値> ※イーモバイルは音声・パケットとも規制を未実施 <table><tr><th>会社</th><th>サービス</th><th>最大発信規制値 (%)</th></tr><tr><td rowspan="2">docomo</td><td>ドコモ (音声)</td><td>90%</td></tr><tr><td>ドコモ (パケット)</td><td>30%</td></tr><tr><td rowspan="2">au</td><td>au (音声)</td><td>95%</td></tr><tr><td>au (パケット)</td><td>0%</td></tr><tr><td rowspan="2">ソフトバンク</td><td>ソフトバンク (音声)</td><td>70%</td></tr><tr><td>ソフトバンク (パケット)</td><td>0%</td></tr></table> (大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方に関する検討会 資料による)	会社	最大発信規制値 (%)	NTT東	90%	KDDI	90%	ソフトバンクテレコム	80%	会社	サービス	最大発信規制値 (%)	docomo	ドコモ (音声)	90%	ドコモ (パケット)	30%	au	au (音声)	95%	au (パケット)	0%	ソフトバンク	ソフトバンク (音声)	70%	ソフトバンク (パケット)	0%
会社	最大発信規制値 (%)																										
NTT東	90%																										
KDDI	90%																										
ソフトバンクテレコム	80%																										
会社	サービス	最大発信規制値 (%)																									
docomo	ドコモ (音声)	90%																									
	ドコモ (パケット)	30%																									
au	au (音声)	95%																									
	au (パケット)	0%																									
ソフトバンク	ソフトバンク (音声)	70%																									
	ソフトバンク (パケット)	0%																									
J R ・ 仙台空港 鉄道	東北新幹線 4/25 仙台⇄福島運転再開 4/29 全線運転再開 在来線 4/12 以降仙台⇄近郊順次再開 仙台空港アクセス線 7/23 仙台⇄美田園運転再開 10/1 全線運転再開																										
民間路線 バス	宮城交通 3/12 一部路線を除き土曜ダイヤの6割程度で運行 3/13 一部路線を除き休日ダイヤ（早朝、夜間は運休）で運行 3/28 土曜ダイヤ（日曜は休日ダイヤ）で全便運行 4/18 通常運行再開 愛子観光 3/19 暫定ダイヤで運行再開 4/6 通常運行再開																										
高速バス	3/13 仙台～山形線が暫定ダイヤで運行再開 3/14 仙台～新潟線が暫定ダイヤで運行再開 3/16～ 東京方面への路線が暫定ダイヤで順次運行再開。東北新幹線再開までの間、緊急支援バス運行 3/20～ その他の各路線とも暫定ダイヤで順次運行再開 4/1～ 順次通常運行再開																										
近隣市町 との臨時 バス	3/23～4/20 J Rの運休に伴い、宮城交通及び各市町が仙台⇄近隣市町間の臨時バスを運行																										
地下鉄	3/11～3/13 運休（3/12、13 バス振替輸送） 3/14 富沢⇄台原運転再開 泉中央⇄台原駅間シャトルバス運行 4/1 黒松⇄台原駅間シャトルバス運行 4/29 全線運転再開																										

市営バス	3/12 主要幹線路線での運行再開 3/28 休日ダイヤでの運行に切替 4/18 通常ダイヤでの運行に切替
仙台空港	津波により冠水 4/13 暫定運用開始 6/23 国際線 チャーター便運航再開 7/25 国内線 概ね通常ダイヤで運航再開 7/25 空港ターミナル一部共用開始 9/25 全面再開
仙台港 フェリー	4/28 仙台⇄苫小牧フェリー臨時ダイヤ営業再開 5/26 名古屋⇄仙台フェリー臨時ダイヤ営業再開 6/5 全区間通常運航再開

(6) 市有施設 (9 月末現在)

①ライフライン関係

種別	被害概要 (主なもの)	復旧見通し
水道	■上水道施設 浄水場、配水所等一部損傷 ■水道管 市内水道管破損等により、市内広域で断水 断水人口：0 人	津波被害地区や警戒区域等を除き復旧済み ※基本的には復旧の要望があれば仮設給水等で給水対応が可能である。但し、下水道の被災、宅内の漏水等により給水できない場合がある。
ガス	■ガス製造設備 津波の被害により、ガス製造ができない状態 ■ガス管 本支管で 167 箇所の被害 ガス全供給停止：299 戸	避難勧告区域や海岸部等、津波の被害の大きかった地区などを除き、概ね復旧済み (港工場は平成 24 年 5 月までに復旧見込み)
下水道	■下水処理施設 津波により、南蒲生浄化センターが壊滅的被害 (本市下水の約 7 割を処理する施設) ■下水管 マンホールの浮き上がり等の被害あり	南蒲生浄化センターは平成 27 年度末を目処に復旧予定 (段階的な処理水質向上対策を平成 24 年 1 月から実施予定) その他の施設・下水道管は平成 24 年度末までを目処に復旧予定

②生活・衛生関係

種別	被害概要（主なもの）	復旧見通し
廃棄物処理施設	■ごみ処理施設 松森工場について、外壁脱落、各種配管破断等の被害（ごみクレーン復旧済み） ■し尿処理施設 津波により、南蒲生環境センターが壊滅的被害	ほぼ稼働中（ごみ処理施設は工事完了3月予定） 復旧作業中
斎場	葛岡斎場一部損傷	ガラスにひびあり 施設利用に影響無し
墓園・霊園	園内の地割れ、墓石倒壊多数	応急工事対応中（北山霊園を除く）
その他衛生関係施設	■食肉衛生検査所 各種設備損傷により、BSE 検査室一部損傷 ■衛生研究所 施設、設備一部損傷	食肉衛生検査所は検査室等の施設について応急対応済み 衛生研究所は一部応急対応済み、順次修繕を実施し、年度内に復旧予定

③都市基盤関係

種別	被害概要（主なもの）	復旧見通し
地下鉄	■南北線 泉中央駅～黒松駅間において、高架橋・橋脚の損傷、レールの一部に歪み、架線の一部が破損 八乙女駅において、上屋を支える柱を固定するアンカーボルトの破断 その他、駅舎等の壁・天井・内壁の亀裂損傷及び電気設備等に被害 ■東西線 工事用据付クレーン脚部損傷、トンネル資材破損、防音ハウス基礎ボルト破損、建設発生土処理場周辺部の崖崩落	南北線は全線運転再開済み 東西線は6月20日から順次工事を再開し、9月1日には全工区において工事を再開
バス	■岡田出張所 庁舎、バス1台、公用車1台水没 ■霞の目整備工場 屋根損傷 ■旭ヶ丘バスターミナル 天井一部落下、内部の壁亀裂損傷	被害が大きいところは時間を要するが、概ね運行には支障無し 旭ヶ丘バスターミナルは4月1日に仮復旧

道路・橋りょう	■道路 12,020 路線のうち 10,374 箇所（うち津波被災 659 箇所）が被災 被災箇所中通行止め 766 箇所 ■橋りょう 827 橋のうち 117 橋（うち津波被災 75 橋）が被災 被災箇所中通行止め 77 橋	道路は通行止め 766 箇所（うち津波被災 659 箇所）のうち 92 箇所（うち津波被災 7 箇所）は年度内開通見込み 残る 674 箇所は津波や土砂崩れの被害が大きく、早期通行止め解除に向け復旧手法等を含め検討中 橋りょうは通行止め 77 橋（うち津波被災 75 橋）のうち 6 橋（うち津波被災 4 橋）が年度内に開通見込み 残る 71 橋は全て津波の被害を受けたもので、早期通行止め解除に向け復旧手法等を含め検討中 道路、橋りょうの被災箇所は、災害査定後に順次工事に着手する見込み
公園	■仙台スタジアム コンコースのコンクリート落下、観客席、夜間照明設備及び北側エントランス広場の損壊等 ■青葉山公園 仙台城本丸跡東側の大規模な崖崩れ ■海岸公園 蒲生・荒浜・井土地区にて施設消失 ■八木山動物公園 平面駐車場北側法面崩落、展示ホール壁亀裂等	仙台スタジアムは 4 月中に応急復旧が完了し、供用開始済みであり、年度内に本復旧完了予定 青葉山公園は安全を確認し、本丸広場等の供用再開済みであり、年度内に復旧工事着手予定 八木山動物公園は、駐車場は年度内に本復旧完了予定であり、その他園内施設は安全上必要な復旧は完了し開園済み 他公園施設については、海岸公園を除き年内に災害査定を受けた後、順次工事に着手する見込み
農林関係施設	■排水機場関連（50 箇所損壊） ■幹・支線水路（43, 140m が機能不全） ■ため池（47 箇所が施設破損等） ■深沼漁港海岸防潮堤（水産関係施設）	排水機場は一部仮復旧済みであるが、全体の復旧には時間を要する見込み 被害の大きい東部地区に係る部分は調査中であり、復旧の目途は今のところ立たず
河川関係施設	■河川 準用河川井土浦川：河川への土砂・瓦礫等の堆積及び護岸の崩壊 その他河川（花輪川外 13 河川）：護岸損壊等 16 箇所	井土浦川（東部地区）：がれき撤去を 7 月末に完了。現在被害状況を調査し復旧に向けた測量・設計を行っている。 その他河川：3 箇所（花輪川外 2 河川）については復旧済み。その他の箇所については、年度内に復旧を行う予定

④学校関係

種別	被害概要（主なもの）	復旧見通し
学校関係	壁面亀裂、各種設備等の一部損傷多数 ■小学校（震災直後の状況） 使用不可：8校、一部使用不可：5校 ※全体125校 ■中学校（震災直後の状況） 使用不可：4校、一部使用不可：5校 ※全体63校	津波により被災した学校、被害の大きかった学校を除き、応急復旧により概ね4月中に自校での教育活動を再開し、本復旧工事を実施中 現在も自校の教室以外の場所を使用して授業を行っている学校は2校（中学校）、自校以外の場所で授業を行っている学校は11校（小学校9校、中学校2校） 給食センターは8月26日までに復旧済み

⑤市民利用施設

種別	被害概要（主なもの）	復旧見通し
文化交流施設	天井落下、舞台設備等の一部損傷等多数（国際センター、戦災復興記念館、青年文化センター等）	概ね年内復旧見込み
地域施設	天井落下、各種設備等の一部損傷等多数（区文化センター、市民センター、コミュニティセンター等）	一部市民センター・コミュニティセンターを除き、概ね年度内復旧見込み
福祉施設	天井落下、各種設備等の一部損傷等多数（福祉プラザ、シルバーセンター、児童館、保育所等）	一部再開の目途が立たないものがあるが、概ね年内復旧見込み又は仮設施設により再開済み
医療・衛生施設	壁面亀裂、各種設備等の一部損傷等多数（市立病院、北部急患診療所等）	健康増進センターは平成24年中に供用開始見込み 市立病院は業務を行いつつ並行して施設改修を実施 他は概ね年内復旧見込み（北部急患診療所等の一部は復旧済み）
社会教育施設	天井落下、各種設備等の一部損傷等多数（科学館、メディアテーク、図書館等）	一部図書館を除き、概ね年内復旧見込み
スポーツ施設	天井材落下、各種設備等の一部損傷等多数（体育館、プール、野球場等）	一部体育館を除き、概ね年内復旧見込み
経済振興・	壁面亀裂、各種設備等の一部損傷等多	農業園芸センターは10月上旬に一部

環境施設	数（情報産業プラザ、瑞鳳殿、秋保里センター等）	（公園部分）共用開始予定。市民農園は、当面の間瓦礫置場として利用予定 情報・産業プラザは全館供用済み 他は概ね年内復旧見込み
市場関係	壁面亀裂、各種設備等の一部損傷等多数及び不等沈下（中央卸売市場、花き市場、食肉市場）	本場及び花き市場は業務を行いつつ並行して施設改修を実施 食肉市場は仮復旧により5月13日から全業務再開し、並行して改修工事を実施
駐車場・駐輪場	二日町・勾当台公園地下駐車場にて消火設備の破損あり 駐輪場において損傷箇所あり	一部を除き供用済み ・年度内復旧見込み 駐輪場の運営に支障はない
市営住宅関係	壁面亀裂、各種設備等の一部損傷等多数（市営住宅、再開発住宅）	被害の大きい住棟を除き、概ね年内復旧見込み

⑥庁舎等

種別	被害概要（主なもの）	復旧見通し
本庁関係	壁面亀裂、各種設備等の一部損傷等多数（本庁舎、北庁舎、上杉分庁舎、情報システムセンター等）	一部調査中のものがある（開発事務所等）が、概ね年内復旧見込み
消防関係	消防ヘリポートが津波により被災、天井落下、各種施設の一部損傷等多数（消防署所、消防団施設、水防倉庫等）	被害の大きい東部地区は復旧の目途立っておらず（一部解体予定） 消防署所・消防団施設・防火水槽は概ね年度内復旧見込み
その他	各環境事業所、教育センターにて一部損傷	一部を除き年内復旧見込み
区役所関係	壁面亀裂、各種設備等の一部損傷等多数（5区役所、2総合支所等）	一部を除き年内復旧見込み
公営企業関係	壁面亀裂、敷地地盤沈下、各種設備等の一部損傷等多数（水道、交通、ガス）	水道局については一部が仮復旧したもの、大部分についてはその多くが調査中 ガス局及び交通局については緊急工事が完了し、本格的な改修には時間を要する見込み

(7) 被害額

■市内被害額（10月28日現在）

区分	被害額
①市有施設関係	約 3,350 億円
ライフライン関係（水道・ガス・下水道等）	1,720 億円
都市基盤関係（地下鉄、道路橋梁、公園等）	1,290 億円
生活衛生関係（廃棄物処理施設等）	30 億円
建築物関係（学校、市営住宅、庁舎等）	310 億円
②その他公共施設	約 1,446 億円
交通関係	259 億円
ライフライン、保健医療関係	32 億円
公共土木関係	267 億円
文教関係	869 億円
その他	19 億円
③住家・宅地	約 5,151 億円
④農林水産業関係	約 729 億円
農地、農業用機械等	721 億円
漁業関係	8 億円
⑤商工業関係（有形固定資産並びに製品在庫等の被災状況から想定）	約 2,147 億円
被害推計額	約 12,823 億円

※概数であるため、合計額が一致しない場合があります。

※概算額の推計であり、今後精査が進むこと等により大きく変動する可能性があります。

3 対応状況

(1) 災害対策本部

①災害対策本部の設置

3月11日14時46分 仙台市災害対策本部設置（現在設置継続中）
（10月28日までの間、62回仙台市災害対策本部員会議を開催）

②非常配備体制

3月11日14時46分 3号非常配備発令
5月9日9時30分 各局長・区長による自主配備に切り替え（現在継続中）

(2) 避難指示・勧告等

①津波による避難指示・勧告

3月11日14時49分 大津波警報発表に伴う避難指示
3月12日20時20分 津波警報切り替えに伴い避難勧告に切り替え
3月13日7時30分 津波警報解除に伴い避難勧告解除
4月7日23時34分 津波警報発表に伴う避難勧告
4月8日0時55分 津波警報解除に伴い避難勧告解除

②宅地被害に伴う警戒区域設定

3月14日 折立5丁目地区に警戒区域を設定し、立入りを制限

③宅地被害に伴う避難勧告

区	避難勧告（勧告日・地域・世帯数）	
青葉区	6/21	滝道 5 世帯、中山五丁目 4 世帯、中山八丁目 1 世帯、新川字佐手山 8 世帯
	6/22	双葉ヶ丘一丁目 2 世帯、双葉ヶ丘二丁目 7 世帯、折立六丁目 1 世帯、芋沢字赤坂 2 世帯、高野原一丁目 3 世帯、高野原二丁目 16 世帯、高野原三丁目 1 世帯、栗生二丁目 12 世帯
	6/28	旭ヶ丘一丁目 2 世帯、旭ヶ丘二丁目 8 世帯、台原三丁目 2 世帯、南古成七丁目 1 世帯、みやぎ台一丁目 1 世帯、みやぎ台二丁目 2 世帯、赤坂三丁目 3 世帯
	6/29	貝ヶ森一丁目 1 世帯、川内亀岡北裏丁 1 世帯、八幡六丁目 1 世帯、鷺ヶ森二丁目 7 世帯、北根一丁目 2 世帯、北根三丁目 1 世帯、水の森一丁目 1 世帯、高松三丁目 1 世帯
宮城野区	9/23	東仙台一丁目 8 世帯
太白区	3/28	緑ヶ丘四丁目 89 世帯
	6/16	緑ヶ丘二丁目 2 世帯
	6/29	緑ヶ丘二丁目 1 世帯
泉区	6/16	南光台六丁目 1 世帯、松森字明神 4 世帯、七北田字八乙女 2 世帯、松森字陣ヶ原 2 世帯
	6/20	南光台四丁目 2 世帯、加茂五丁目 3 世帯、東黒松 2 世帯、黒松三丁目 3 世帯

(3) 消防活動

①地震・津波に起因する災害出場件数(暫定値)

(単位: 件)

火災	救助	救急	ガス漏れ	危険物漏洩	自然災害 (崖崩れなど)
39 (3)	299 (17)	141 (33)	113 (52)	46 (22)	225 (47)

※()は4月7日以降の余震に起因するものです。

②救助活動状況

生存者救助 899 名、避難誘導 3,931 名

(4) 応急危険度判定等

①建物応急危険度判定 (3/12~5/10)

■民間建築物

危険(赤)	要注意(黄)	調査済(緑)	合計
1,543 件(17.3%)	2,711 件(30.4%)	4,653 件(52.3%)	8,907 件(100%)

■公共建築物

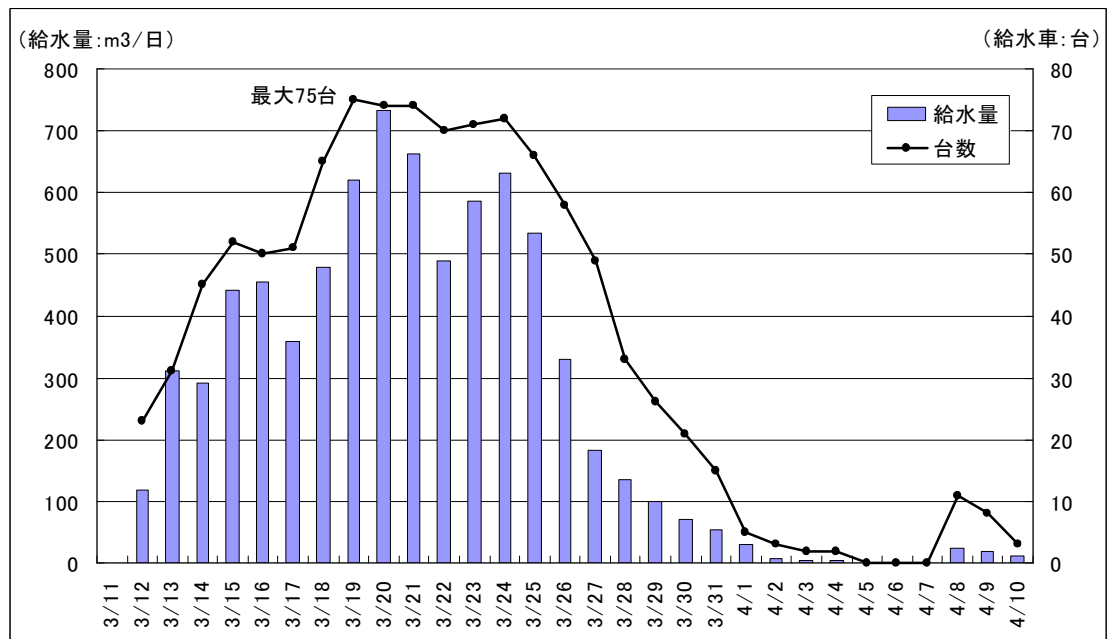
危険(赤)	要注意(黄)	調査済(緑)	合計
58 件(18.6%)	110 件(35.5%)	146 件(45.9%)	314 件(100%)

②被災宅地危険度判定 (3/14~5/19)

危険(赤)	要注意(黄)	調査済(青)	合計
868 件(22.4%)	1,210 件(31.2%)	1,802 件(46.4%)	3,880 件(100%)

(5) 応急給水活動

■給水量と給水車台数の推移



(6) 避難所

①避難者の状況

避難者数最大：105,947 人（3 月 12 日 11 時 30 分時点）

②避難所の状況

避難所数最大：288 箇所（3 月 14 日 8 時 00 分時点）

避難所閉鎖時期：7 月 31 日

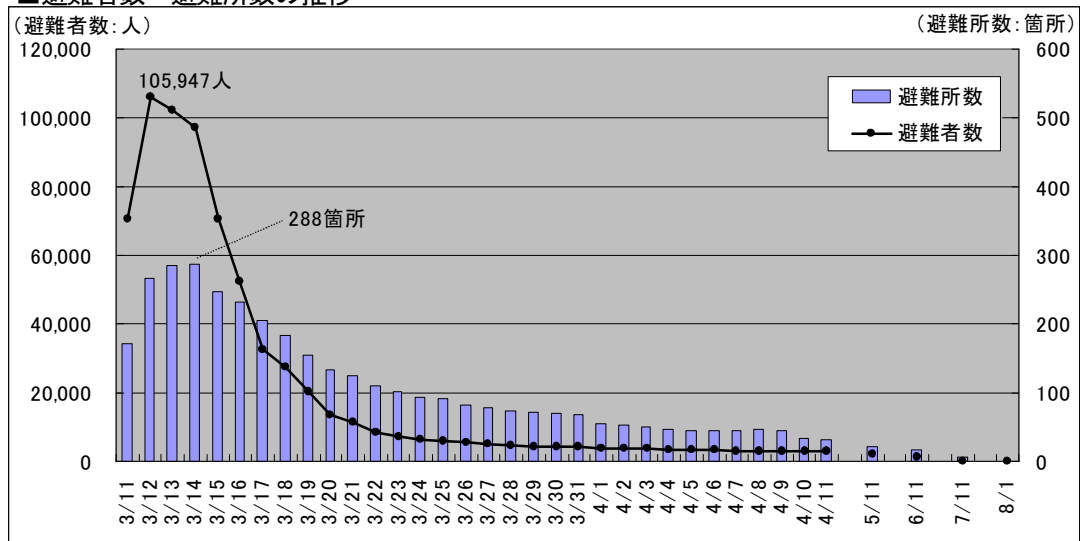
（青葉区 6/25、宮城野区 7/31、若林区 7/24、太白区 7/9、泉区 7/17）

■避難者数・避難所数の推移（全市・各区）

（上段 避難所数：箇所、下段 避難者数：人）

	3/11	3/12	3/13	3/14	4/11	5/11	6/11	7/11
全市	172	266	286	288	31	21	16	7
	70,507	105,947	102,433	97,260	2,829	1,927	1,197	113
青葉区	49	82	81	81	5	4	1	0
	16,629	26,554	20,209	18,559	102	44	7	0
宮城野区	28	44	41	41	5	5	5	1
	18,584	28,997	30,510	30,510	1,020	755	625	62
若林区	33	40	47	47	17	8	7	5
	16,314	20,449	18,518	18,518	1,559	1,035	532	48
太白区	31	55	61	63	3	3	2	0
	11,847	19,611	18,916	18,543	93	67	24	0
泉区	31	45	56	56	1	1	1	1
	7,133	10,336	14,280	11,130	55	26	9	3

■避難者数・避難所数の推移



■福祉避難所

①避難者の状況

避難者数：288 人 最大：168 人（3 月 24 日・25 日）

②避難所の状況

施設数：40 箇所（老人福祉センター 4 箇所、障害者福祉センター 4 箇所、介護保険施設 36 箇所）

避難所開設期間：3 月 11 日～10 月 6 日

■被災者ショートステイ支援事業（1.5 次避難支援事業）

- ・期間 6/29～8/3
- ・申込者総数 62 組 169 名
- ・受入施設 秋保温泉 7 施設、作並温泉 7 施設

(7) 応急仮設住宅 (10 月 25 日現在)

① プレハブ仮設住宅

完成 1,505 戸、入居決定 1,471 戸

■ プレハブ仮設住宅の内訳

区	箇所名	所在地	建設戸数
宮城野区	仙台港背後地 6 号公園用地	中野字田中	100
	鶴巻 1 丁目東公園	鶴巻 1 丁目 1006-1	47
	港南西公園	蒲生字南屋ヶ城 1-9 外	42
	福田町南 1 丁目公園	福田町南 1 丁目 1007	62
	岡田西町公園	岡田西町 2	82
	高砂 1 丁目公園	高砂 1 丁目 23-1	32
	扇町 4 丁目公園	扇町 4 丁目 9-1	80
	扇町 1 丁目公園	扇町 1 丁目 4	131
若林区	荒井小学校用地	伊在字東通	194
	荒井 2 号公園	荒井字南通	24
	荒井 7 号公園	荒井字揚戸	15
	若林日辺グラウンド多目的広場	日辺字沖田東 15	63
	若林日辺グラウンド	日辺字沖田東 15	134
	七郷中央公園	蒲町字東 39-2 外	60
	六丁の目中町西公園	六丁の目中町 9	19
	卸町 5 丁目公園	卸町 5 丁目 4	95
	卸町東 2 丁目公園	卸町東 2 丁目 4	92
太白区	あすと長町 38 街区	あすと長町 3 丁目 1	233
			<u>1,505</u>

※プレハブ福祉仮設住宅：完成 18 戸、入居決定 15 戸

② 公務員住宅等

入居決定 505 戸

③ 借上げ民間賃貸住宅

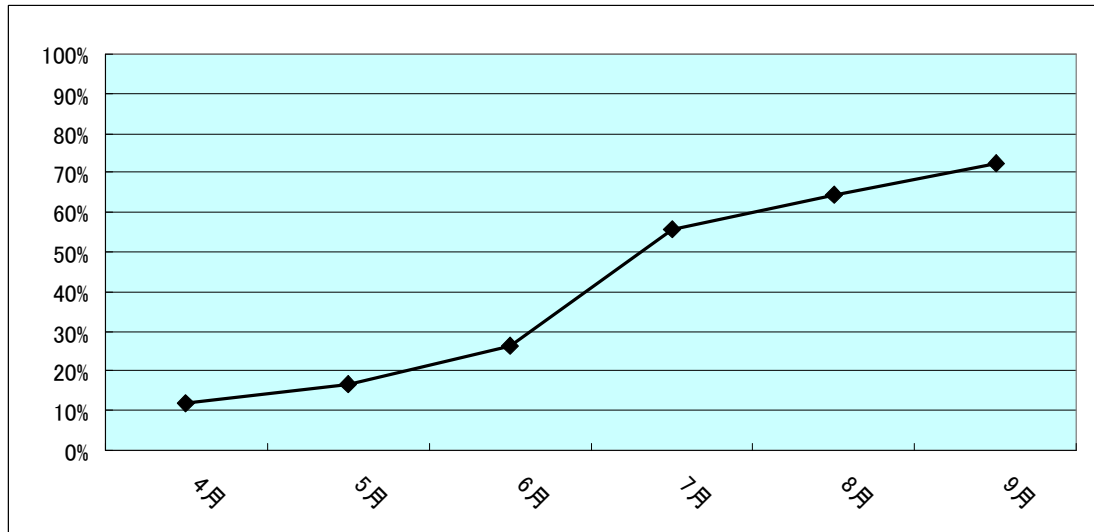
入居決定 8,405 戸

(8) 震災廃棄物の処理

宅地：4月22日から宅地内のがれき等の撤去を開始、7月末までに概ね完了済み。

農地：7月1日から農地内のがれき等の撤去を開始、年内に完了見込み。

■がれきの搬入率



	がれき発生量	搬入済量	搬入率
10月20日現在	135.2万トﾝ	112.1万トﾝ	82.9%

(9) 損壊家屋等の解体撤去

公費解体：5月23日から受付を開始し、6月10日から解体・撤去工事に着手。

公費助成：7月1日から受付を開始。※11月末にて受付を終了。

	公費解体受付件数	公費助成申込み件数
10月20日現在	5,225件	764件

(10) 福島第一原子力発電所事故対応関連

①空間放射線モニタリング

区分	実施期間	実施内容
第1段階モニタリング	6月8日～22日	すべての市立学校、私立を含む保育所、幼稚園、児童館、公園等 計約750箇所。
第2段階モニタリング	6月27日～	第一段階の測定結果と地域バランスを考慮して63箇所のポイントを選定し、毎週1回測定。また、各区役所・総合支所で毎日、空間放射線モニタリングを継続中。
第3段階モニタリング	7月14日～22日	学校、児童館、保育所及び児童生徒の利用の多い施設の中からモデル施設10箇所を選定し、校庭や花壇、側溝等、様々な箇所で測定し、放射線分布の傾向を確認する。

一般廃棄物焼却施設	6月29日～	ごみ焼却施設（3箇所）及び石積埋立処分場において毎週1回の測定を実施。
下水道処理施設	8月3日～	下水道処理施設（4箇所）の敷地境界で毎週1回の測定を実施。

（参考）

第一段階における第二段階での継続調査ポイント63箇所の全市平均 0.12 μ Sv/h

第二段階での12週目（9月12日～）以降 0.10 μ Sv/h

第三段階での計測値 最低 0.05 μ Sv/h 最高 0.21 μ Sv/h

一般廃棄物焼却施設の敷地境界での計測値 最低 0.05 μ Sv/h 最高 0.14 μ Sv/h

下水道処理施設の敷地境界での計測値 最低 0.04 μ Sv/h 最高 0.11 μ Sv/h

いずれも本市における基準値（0.23を超えないこと）以下であり健康に影響のないレベルであった。

②その他モニタリング

調査項目	実施期間	実施内容
学校プール水の放射能測定	6月13日～	市内10箇所の学校プールにて、利用シーズン期間の1ヶ月に1回程度、定期的に測定を実施。
水道水の放射能測定	3月24日～	市内浄水場（3箇所）及び配水所（1箇所）で週1回の測定を実施。
飲用に使用している沢水の放射能測定	8月31日～9月2日	沢水を飲用に使用している3施設の沢水の放射能の測定を実施。
浄水発生土の放射能測定	7月4日～	市内浄水場（3箇所）及び配水所（1箇所）の浄水発生土について、不定期にて放射能測定を実施。
下水汚泥等の放射性物質測定	7月7日～	各浄化センターの汚水汚泥等に含まれる放射能の測定の実施。
仙台産野菜の放射性物質検査	8月1日～	1週間に1回、3種類（区ごとにローテーションを組み、各区から1種類）の調査を実施。
牛肉の放射能測定	8月1日～	仙台市食肉市場でと畜した牛について、県内産、県外産に係わらず、放射性物質量の全頭検査を実施。
学校給食に使用する食品の放射性物質検査	9月29日～	学校給食に使用する予定の主要な食品の中から、市場の入荷状況や産地を考慮し、保育所などの給食でも使用される野菜などの食品にて実施。
ごみ焼却灰の放射性物質濃度測定	7月21日～	ごみ焼却施設（3箇所）で毎月1回の測定を実施。

（参考）

水、食品については放射性ヨウ素、放射性セシウムともほとんど不検出若しくは検出されても微量となっている。

4 被災者支援等

(1) 被災者相談窓口等

区分	期間	備考
災害時多言語支援センター	3/11～	外国人の相談対応
災害ダイヤル	3/15～3/31	問合せ件数：10,558件（累計）
消費生活相談	3/15～6/15	3/15～仮設電話により再開 6/16より通常体制に戻る
女性への悩み災害時緊急ダイヤル	3/29～7/23	相談件数：323件（累計）
被災者支援情報ダイヤル	4/1～	問合せ件数：67,075件（累計）
被災者支援相談窓口	4/1～	相談件数：77,754件（累計）

※累計件数は10月25日現在

(2) 被災者支援・情報提供等

①「避難所通信」の発行

ライフライン等の復旧の現状や今後の見通し、助成・減免の制度や支援に関する情報など、避難所での生活や生活再建に役立つと思われる情報まとめた「避難所通信」を発行（3/24～第10号まで発行）

②「被災された方のための生活支援情報」の発行

情報を入手しにくいと考えられる市民を対象に、被災者支援に関する情報をまとめた「被災された方のための生活支援情報」を発行（4/1～）

③心身ケアサービスの提供

○保健医療活動

- ・ 避難所における健康相談、運動指導、口腔ケア指導等を実施
- ・ 津波・浸水地域の個別訪問を実施し、在宅避難者の健康や生活状況を確認
- ・ 応急仮設住宅での健康相談・健康講座を実施

○こころのケアチーム

- ・ 被災地の指定避難所を巡回して被災者のこころのケア対策の実施

④避難所巡回相談

職員が避難所を巡回し、避難者への個別面談を行い、各種支援制度の説明・案内、相談対応を実施。（4/11～29）

⑤安心見守り協働事業の実施

仮設住宅入居者の生活再建支援を目的に、NPO等で構成する民間団体に委託し、仮設住宅での個別訪問等を通じた見守りや各種支援機関等へのつなぎ、コミュニティ活動の支援等を行う「安心見守り協働事業」を実施（6/1～）

実施状況 ・ 太白区あすと長町38街区仮設住宅（6/1～）

・ 宮城野区扇町一丁目公園・扇町四丁目公園仮設住宅（7/1～）

・ 青葉区内応急仮設住宅（社宅等）（9/10～9/15）

⑥借上げ民間賃貸住宅 戸別訪問調査

被災者の世帯状況や健康状態等の把握、生活再建に関する各種資料の提供のため、借上げ民間賃貸住宅の戸別訪問調査を実施

- ・実施時期 8月6日～12日
- ・対象世帯数 1,843世帯
- ・調査世帯数 1,707世帯（訪問1,664世帯、郵送等43世帯）
- ・調査票回収 1,471世帯（回収率86.2%）

⑦借上げ民間賃貸住宅等 郵送調査

被災者の世帯状況や健康状態等の把握、生活再建に関する各種資料の提供のため、郵送による調査及び資料提供を実施

- ・調査票発送日 9月12日
- ・対象世帯数 8,905世帯（市内居住者7,313世帯、市外転出者1,592世帯）
- ・調査票回収 4,642世帯（52.1%）※9月末時点

⑧避難所巡回バスの運行

宮城野区、若林区内の避難所と区役所、医療施設を結ぶ無料巡回バスを運行

- ・宮城野区コース（岡田小学校～東北厚生年金病院～宮城野区役所）5月3日～6月30日運行
- ・若林区①コース（若林体育館～若林区役所～市立病院）5月3日～6月30日運行
- ・若林区②コース（六郷中学校～若林区役所～市立病院）5月3日～6月3日運行

⑨流出物の展示・返却

がれき等撤去作業中に回収されたアルバムや写真、位牌等の展示・引渡しを実施

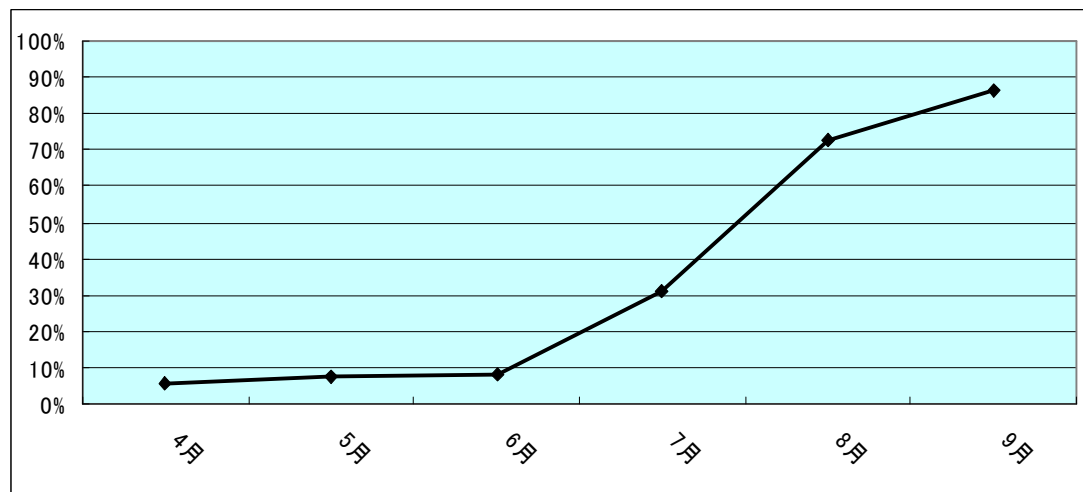
- ・開設期間 5月12日～7月31日
- ・開設場所 東部市民センター（宮城野区）、若林区中央市民センター

（3）各種支援制度

①被災者生活再建支援制度

	申請件数	交付件数	交付率
10月21日現在	45,525件	38,735件	85.1%

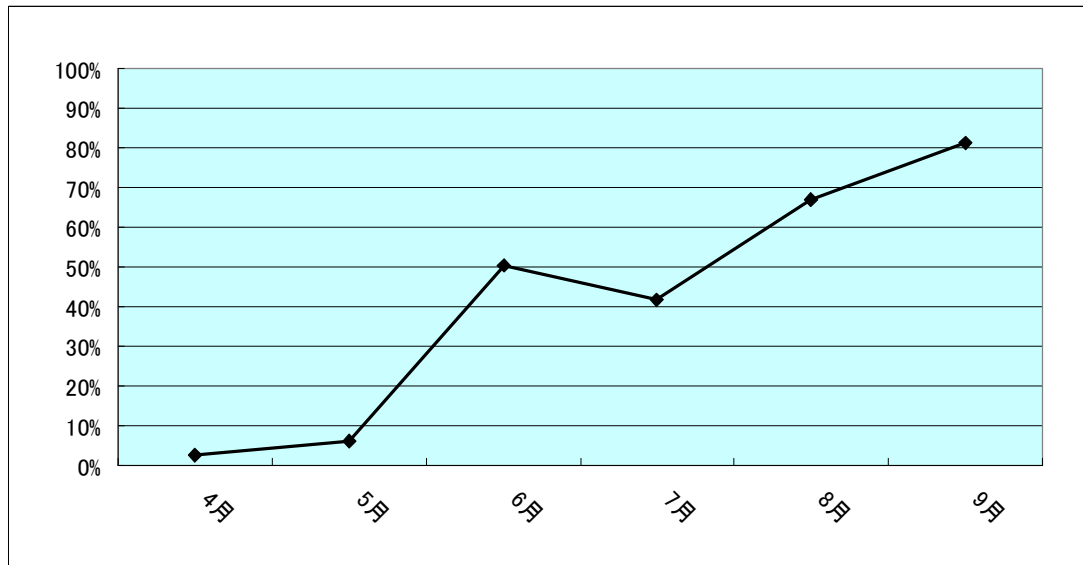
■支援金の交付率



②災害義援金（日赤等4団体、宮城県災害対策本部及び仙台市受付分）

	申請件数	支給件数	支給率
10月21日現在	80,229件	68,548件	85.4%

■義援金の交付率



③災害弔慰金

	申請件数	支給済件数	支給率
10月21日現在	841件	672件	79.9%

④災害障害見舞金

	申請件数	支給済件数	支給率
10月21日現在	2件	0件	0.0%

⑤災害援護資金

	申請件数	貸付決定件数	貸付決定率
10月21日現在	5,003件	3,991件	79.8%

⑥住宅の応急修理

	申請件数	修理依頼件数	修理依頼率
10月14日現在	15,154件	6,246件	41.2%

5 ボランティアセンター等

①災害ボランティアセンターの状況

区分	開設期間	備考
青葉区災害ボランティアセンター	3/20～4/24	
宮城野区災害ボランティアセンター	3/15～4/26	
北部津波災害ボランティアセンター (6/1 から仙台市津波災害ボランティアセンター)	4/27～8/10	受付累計 23,788 人 活動累計 2,365 箇所
若林区災害ボランティアセンター	3/16～4/27	
南部津波災害ボランティアセンター (6/1 から仙台市津波災害ボランティアセンターに統合)	4/28～5/31	受付累計 5,361 人 活動累計 788 箇所
太白区災害ボランティアセンター	3/19～4/24	
泉区災害ボランティアセンター	3/27～4/24	

②保健活動ボランティア

登録者数：49 人、派遣件数：29 件

③ボランティアセンター運営スタッフ派遣 (3/15～7/5)

神戸市、大阪市、京都市、札幌市、堺市、広島市、兵庫県、岡山市、滋賀県、大阪府、
各社会福祉協議会

6 他都市等からの支援

(1) 協定等に基づく派遣

①20 大都市災害時相互応援に関する協定（延べ 18,694 人）

期間	3/12～5/21
派遣元	東京都及び札幌、さいたま、千葉、川崎、横浜、相模原、新潟、静岡、浜松、名古屋、京都、大阪、堺、神戸、岡山、広島、北九州、福岡各都市
派遣内容	先遣隊（応援事務）、避難所対応、復興計画策定支援、物資搬送、応急危険度判定、災害廃棄物処理支援、し尿処理、ごみ処理、下水道管きよ被害調査等

②18 大都市水道局災害相互応援に関する覚書(約270名)及び日本水道協会災害時応援協定(約210名)

期間	3/12～4/7
派遣元	東京都及び札幌、新潟、横浜、名古屋、大阪、神戸、京都、岡山各都市 (北海道)旭川市、函館市、千歳市、室蘭市、苫小牧市、登別市、釧路市、北見市、帯広市、洞爺湖町、白老町、(新潟県)長岡市、五泉市、(岐阜県)大垣市、(滋賀県)湖南市、(岡山県)倉敷市、井原市、総社市、津山市、美作市、高梁市、新見市、笠岡市、瀬戸内市、玉野市、備前市、西南水道企業団、南部水道企業団、(広島県)三次市、(島根県)島根県、松江市、出雲市、益田市、東出雲町、奥出雲町、(山口県)下関市、岩国市、宇部市、下松市、山陽小野田市、周南市、萩市、防府市、山口市、(徳島県)徳島市、鳴門市、小松島市、(高知県)高知市、四万十市、(愛媛県)松山市、四国中央市、今治市、伊予市、鬼北町
派遣内容	応急給水、水道復旧、被害状況調査

③消防組織法第 44 条に基づく派遣（緊急消防援助隊）（延べ 379 隊 1,390 名）

期間	3/12～3/21
派遣元	神奈川県隊、三重県隊、島根県隊、熊本県隊
派遣内容	人命救助等

④災害対策基本法第 30 条に基づく医師・保健師等の派遣（延べ 209 チーム、599 名）

期間	3/14～6/1
派遣元	山形県、群馬県、静岡県、大阪府、滋賀県、兵庫県、徳島県、島根県、山口県、札幌市、新潟市、川越市、川崎市、名古屋市、京都市、西宮市、神戸市、姫路市、岡山市、広島市、福岡市
派遣内容	医師、保健師による保健活動

⑤その他保健師派遣

期間	3/14～5/31
派遣元	新潟県岩船郡関川村、粟島浦村、全国健康保険協会宮城支部、新潟医療福祉大学
派遣内容	保健活動

⑥DMA T

期間	3/12～3/15
派遣元	秦野赤十字病院、置賜総合病院、獨協医科大学病院、深谷赤十字病院、中農厚生病院、県立新庄病院、県立広島病院、東邦大学医療センター大森病院、千葉大学医学部附属病院、名古屋医療センター、千葉県救急医療センター
派遣内容	医師、看護師等による災害時医療

⑦医師・看護師派遣

期間	3/12～5/10
派遣元	国境なき医師団、NGO 7ムダ、仙台市医師会、十四大都市医師会、大阪府支部日赤医療チーム、国立病院機構医療チーム、神戸西市民病院医療チーム、名古屋市病院医療チーム、NTT 東日本東北病院医療チーム、関東労災病院診療チーム、中国労災病院診療チーム、和歌山労災病院診療チーム、山陰労災病院診療チーム、千葉労災病院診療チーム、横浜労災病院診療チーム、浜松労災病院診療チーム、中部労災病院診療チーム、富山労災病院診療チーム、関西労災病院診療チーム、大阪労災病院診療チーム、旭労災病院診療チーム、愛媛労災病院診療チーム、東京労災病院診療チーム、燕労災病院診療チーム、神戸労災病院診療チーム、長崎労災病院診療チーム、岡山労災病院診療チーム、香川労災病院診療チーム、熊本労災病院診療チーム、門司メディカルセンター診療チーム、北海道中央労災病院診療チーム
派遣内容	医療・保健活動

⑧こころのケアチーム（医師・精神保健福祉士・臨床心理士・看護師等によるチーム派遣）

期間	3/14～
派遣元	福井県、兵庫県、徳島県、香川県、岡山市、日本精神神経科診療所協会、川崎医科大学、仙台少年鑑別所
派遣内容	被災地の指定避難所を巡回して被災者のこころのケア対策の実施

⑨避難所支援スタッフ派遣

期間	3/16～3/25
派遣元	姫路市
派遣内容	避難所支援

⑩その他協定等に基づく派遣

- ・宮城県管工業協同組合（3/12～4/11） 派遣内容：応急給水、応急復旧
- ・宮城県解体工事業協同組合（3/12～3/18） 派遣内容：搜索活動、道路啓開作業
- ・（社）仙台建設業協会（3/22～） 派遣内容：搜索活動、道路啓開作業、瓦礫撤去支援
- ・（社）宮城県自動車整備振興会（3/17） 派遣内容：緊急消防援助隊車両タイヤ点検
- ・（社）隊友会宮城県隊友会（4/1～4/5） 派遣内容：避難所毛布搬出整理等
- ・仙台歯科医師会、宮城県歯科衛生士会（3/19～） 派遣内容：避難所巡回口腔ケア指導
- ・仙台市薬剤師会（3/16～7/31） 派遣内容：避難所一般用医薬品等仕分・巡回管理
- ・宮城県看護協会 派遣内容：避難所における健康相談

(2) 全国市長会要望・自治法に基づく派遣

①職員長期派遣（延べ58名）

期間	6/1～
派遣元	東京都、札幌市、山形市、さいたま市、新潟市、新宿区、墨田区、東京都北区、荒川区、横浜市、名古屋市、稲沢市、豊川市、安城市、常滑市、京都市、亀岡市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市、春日市
派遣先	震災復興本部、財政局、健康福祉局、環境局、経済局、都市整備局、建設局、宮城野区、太白区、教育局

②教諭派遣（12名）

期間	7/1～（8/1～5名、10/1～3名追加）
派遣元	北海道教育委員会、栃木県教育委員会
派遣先	南材木町小、高砂小、大野田小、将監西小、田子小、柳生小、七郷中、高砂中、西山中、七北田中、南光台中

③職員（短期）派遣

- ・り災証明交付に係る事務（4/15～）
- ・災害弔慰金等各種制度申請審査業務（5/1～）
- ・応急仮設住宅入居申込み受付・説明（5/20～9/30）
- ・被災者支援住宅相談窓口業務補助（4/21～7/25）
- ・震災対策に係る宅地復旧等相談業務（4/21～9/29）
- ・国民健康保険関連業務（4/15～10/7）
- ・住民異動届に関する届出書審査、聴聞を含む受付窓口業務・戸籍届の審査受付等補助事務（4/11～7/29）
- ・生活保護における面接相談業務等（4/19～7/15）
- ・介護保険料減免申請受付（4/15～9/16）
- ・避難所における生活保護制度の説明・周知及び保護申請の案内（4/25～8/14）
- ・避難所運営補助（4/13～6/20）
- ・道路復旧工事（4/19～9/2）
- ・保健活動（保健師派遣）（5/9～7/30）
- ・解体工事の設計・監理・検査等、発注に係る連絡調整等（5/20～9/16）
- ・保育所入所事務（6/1～7/21）
- ・被災ブロック塀の実態調査（6/13～7/8）
- ・市営住宅災害復旧事業、災害査定の支援（7/26～9/29）
- ・災害救助法に基づき実施する住宅の応急修理等受付（9/12～2/3）

7 国等への要望

実施日	実施主体	主な訪問先	要望内容
4/6～7	東北市長会・宮城県市長会	各政党、県選出国会議員、内閣官房副長官、総務省、国土交通省	全般的事項について
4/6～7	宮城県市長会	各政党、県選出国会議員、内閣官房副長官、総務省、国土交通省	全般的事項について
4/27	宮城県市長会	(※宮城県知事、自衛隊)	行方不明者搜索態勢の維持強化について
5/6	宮城県市長会・宮城県町村会※全国市長会長も同席	県選出国会議員、内閣官房副長官、総務省、厚生労働省、国土交通省、内閣府(防災)	全般的事項について
6/3、6/8	仙台市・仙台市議会	民主党、自民党、公明党、県選出国会議員、内閣官房副長官、総務省、財務省、国土交通省、農林水産省、内閣府(防災)	全般的事項について
6/7、6/8	東北市長会	民主党、内閣官房副長官、総務省、経済産業省、内閣府(防災)	全般的事項について
6/14	東北各市(9市)※全国市長会長も同席	総務省、国土交通省	宅地被害について
6/24	仙台市	県選出国会議員、総務省、国土交通省	高速道路無料化手続きの簡素化について
7/20	仙台市	民主党、県選出国会議員、内閣官房長官、総務省、国土交通省、内閣府(防災、復興担当)	全般的事項について
8/4	宮城県・宮城県市長会・宮城県町村会	民主党、内閣総理大臣、内閣府官房長官、官房副長官、総務省、財務省、国土交通省、農林水産省、内閣府	全般的事項について
8/25	仙石線・石巻線沿線7市町	民主党、県選出国会議員、国土交通省、JR東日本本社	仙石線、石巻線の早期復旧について
9/22	宮城県市長会	民主党、県選出国会議員、総務省、国土交通省、農林水産省、経済産業省、環境省、内閣府(防災)	全般的事項について
9/22	仙台市	民主党、国土交通省	全般的事項について